

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成30年6月11日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

- 20番 中根利兵衛君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君

平成30年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成30年6月11日（月）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

20番中根利兵衛君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 皆様、改めましておはようございます。会派は市民クラブ、国での党籍は国民民主党、そして茨城県におきましては茨城県民フォーラム地域政党の黒木のぶ子ですが、党名が変わりましても地域政党につきましても私たちは憲法に立脚し、人権の尊重、国民主権、平和主義の堅持とともに全ての生活者や働く者の生活の安定と向上、そして子供の育ちや学びの環境の充実と未来への責任です。基本姿勢は、現実的な政治の実現と対決ではなく解決、そして格差分断社会ではなく安心共生社会をつくっていく党に変わりはありません。

今後、私の一般質問では茨城県民フォーラムの副代表でありますことから、県民フォーラムの黒木のぶ子と紹介させていただきます。

それでは、通告に従いまして順次質問してまいりたいと思います。

まず、最初に2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業（支援）計画についてであります。

国は、今回6年に一度となります診療報酬と介護報酬の同時改定をしましたが、それに伴いまして介護や医療へのサービスのメニューもさまざまに見直しを図りました。その医療と介護の同時改定の大きな柱とされますのが、1つには施設から在宅へ、2つ目は費用の抑制で、3つ目といたしまして人手不足への対応となっております。

医療も介護も見直すたびに負担の引き上げやサービスの縮小、または介護保険の要支援1や

2の事業のように各市町村に移すことも多く、国が地方へ責任転嫁をする方向性が透けて見え、そのたびに所管ではそのやりくりで御苦労されるものと考えます。

そうした中、過日、総務省が公表しましたが、2025年を待たずして高齢者全体の半数より後期高齢者数が多く、しかも月5万人前後が後期高齢者の仲間入りをしているとのこと。牛久市においても前期高齢者は減少傾向で、後期高齢者が増加傾向で推移していると第7期改正版に記されておりましたが、多くの後期高齢者は慢性的な疾患など、治らない病気とつき合いながらそれぞれが生活され、さらに長生きをすればするほど自力では病院へも行くことすらできない状況になるものと思います。

そこで質問いたしますが、現状でも多くなっております後期高齢者に加え、2025年には団塊世代も高齢者の仲間入りをし、牛久の現状となるわけですが、この先も必要に応じ良質な介護や医療が一体的になったサービスの提供をするために市としてどのように今後の仕組みづくりをされていくのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは牛久市の実情に即した医療と介護の推進についてお答えします。

我が国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進行しており、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上と5人に1人が75歳以上と見込まれております。

この社会情勢を受け、介護・医療費など社会保障費の急増が懸念されるところでございます。いわゆる2025年問題に向けて牛久高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画第7期改訂版を策定したところでございます。

高齢者の大半は、何らかの病気を抱え慢性疾患を複数抱えている割合も高いと言われ、早期発見・早期対応とともに重症化の予防が課題となっております。

本計画の中でも医療保険と介護保険における予防・健康づくりを一体的に実施するため、医療と介護の連携推進や介護予防の場を拡大する施策、地域包括ケアシステムの推進等を盛り込み、国で示す医療・介護機能の再編に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

本計画では在宅サービスの一層の充実を図るため、第7期中に地域包括支援センターを1カ所増設し、施設整備についても計画的に進めていく内容となっております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま市長のほうから御答弁がありましたけれども、第7期中に地域包括支援センターを1カ所増設することですが、第7期はことしから2023年までとなっておりますが、地域包括支援センターの設置場所ですね、どこに設置するのか、具体性

があればお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 本市におけます地域包括ケアシステムの構築におきましては、地域包括支援センターの充実というのが不可欠ということでございます。専門職の確保などについて、まだまだ課題はあるところでございますが、7期中には地域包括支援センター1カ所を増設する、このことはただいま議員がおっしゃったとおり、2025年問題を乗り切るのには不可欠な問題と考えております。

今年度より増設につきまして具体的に検討を進めていくところなんですけど、現段階におきましては、まだ具体的な内容を申し上げる段階にまだ至ってございませんけれども、充実した内容が図れるように検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 2025年に向けて地域包括センターはことしから2023年の間という、2023年から2025年までの間にやはりこのような改定はないわけですから、本当に今部長が答弁してくださったように、十分に介護ができる、そしてまた医療も一体的にできるということをぜひ期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、高齢者の在宅医療や訪問介護を円滑に進めるには提供の体制づくりが大切で、在宅医療が社会に広がるためには地域包括ケアシステムをどうつくるかということ、それと医師や介護者のような職能集団と住民の協働が欠かせないと言われておることでもあります。

例えば、医師がやることを介護士にやってもらい、介護士がやっていたことをヘルパーに、そしてヘルパーがやっていたことを御近所の方にやってもらうというような仕組みづくりです。例えば、たんの吸引などは、ヘルパーが一定の研修を受けることで、そのたんの吸引などが可能となっているということもありますので、2025年に向けての「施設から介護へ」と国の方針が再編されておる中で、高齢者が住みなれた地域で人生が送れるようにするには、牛久市として包括的なケアシステムをどのように構築していくのが大切な要素になっていくと考えられます。どのような支援の計画になっていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 高齢者の在宅医療や訪問看護についてお答えいたします。

国は、「施設から地域へ」、「医療から介護へ」と方向性を示し、病院・病床の役割に応じた再編や健康寿命を延伸するための介護予防・健康づくりの推進を目指しております。

市といたしましても、地域包括ケアシステムを構築するために平成30年度より在宅医療・介護連携事業を進めており、4月より医療・介護の専門職のための相談窓口を医師会に設置したところでございます。また、在宅医療・介護連携のために新たな協議体を立ち上げるよう準

備を進めております。

今後とも地域ぐるみで在宅生活を支えていくために、訪問看護や訪問リハビリを含む医療と介護を一体的に提供できる体制を整備してまいります。

なお、医師・看護師以外のたん吸引などについては、平成23年より一定の条件のもとに実施できるように法改正がされておりますが、実施状況につきましては国で調査研究を進めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 全体的に牛久の場合は医師の偏在ということで、筑波大学ということが近くにありますので偏在に困ることはございませんが、やはり高齢者が多くなるということは、それだけ需要と供給のバランスを考えていかなければならないということは一方にありますので、やはりどのように包括的なケアができるかということのシステムが本当に大事な要素になってくると思うんですが、先ほど医療介護の専門職の相談窓口が医師会に設置されたとのことでありますが、相談については随時受け付けているのかどうかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問の専門職の相談窓口の体制でございますが、牛久市と一般社団法人龍ヶ崎牛久医師会と契約を結ばせていただいて、牛久支部のある牛久市地域医療連携センターの中に訪問看護ステーション牛久におきまして窓口を設置したところでございます。

窓口の開設の時間につきましては、月曜日から金曜日までとなっております。また、開設の時間につきましては、8時半から5時までという状況となっております。休日は日曜日、それと祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを休日とさせていただきます。

相談体制といたしましては、業務日の窓口開設時間において看護師を専門に1名配置をして相談体制に当たるという体制をとったところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 常時、常勤的に相談窓口とされる介護士さん1名で牛久だけの地域性を包括していくのか、それとも今おっしゃるように龍ヶ崎も一緒にしていくのか、ちょっとその辺が不明なので、その辺再度確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、この取り組みにつきましては、各市町村がそれぞれ実施することとなっております。ただいま龍ヶ崎市におきましても龍ヶ崎牛久医師会の中の龍ヶ崎の先生方と協定を結んで行っている事業、牛久市については牛久市の医師会の先生方に御協力をいただくという中で事業を進めていくということで、牛

久は牛久として看護師1名を窓口に配置をしていただいたというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、部長のほうから答弁がありましたように、牛久市は牛久市ということでの対応ということであれば介護士さんが窓口の1名体制でも十分なのかなというふうに今考えました。

続きまして、介護職員の確保と処遇改善についての質問となりますが、介護保険事業は何といたしましてマンパワーと言われますように、人材の確保なくしてはサービスの提供ができないこととなります。昨年の4月から要支援1と2が全国の市町村にこの事業が移管され、そのときに実施されましたアンケートでは約300の自治体が担い手不足、そして運営に不安を感じているとの回答でした。要支援1や2のような軽度の方々の介護でさえ担い手不足の状況とのことと、介護度の高い施設介護の場合は3Kと言われており、ことしのような売り手市場と言われているように、今後ますます人手不足が顕在化していくと思われまます。ということは、若い人の介護施設での労働は大変難しい状況になっていくと考えられ、誰も介護職に望んでいかなくなると思います。しかしながら、今後ますます超高齢化社会では介護が必要となる場合が多くなり、経費も増大しますが、現在の雇用形態の非常勤社員が多い中でこれ以上の税の負担やサービスを受ける方々の受益者負担につきましても限度があるものと考えます。このことから2025年問題を乗り越えるには発想の転換が必要で、介護の職員採用は年齢不問ということで、年齢制限を撤廃するというようなことで、元気な中高年者にどんどん介護の現場で就労していただくということも必要ではないかと思えます。

そして、介護業務をした方への特典として、例えばいずれ特養入所が必要になったような場合においては優先性が認められるとか、幾度となく提案してまいりましたが、その都度検討ということで実現を見ることができなくなりましたけれども、高齢者になったとき、例えば電気の球を取りかえるというような、難儀となるような生活支援のためのポイント制なども中高年者の就労を促す一つの要因になり、介護職員の確保につながるかと考えます。また、医学的にも中高年になればなるほど働くことと健康との相関関係があると言われており、高齢者の就労については介護されるばかりではなく支える立場から、そして今申しましたように、働くことで健康の維持ということもありまして、介護費用の伸びを抑制することにもつながるものと考えられ、中高年者の介護職への登用について、また介護職員の処遇改善につきましては、2009年以降、3年に一度の介護報酬改定で加算が図られてきたと思われまます。現場で働く介護職員の方たちは依然として劣悪な環境と安い賃金で働かされている現状もありますので、介護職員の給与は改善されているのかどうか、そのような確認のチェックはどのようにされてい

るのでしょうか。あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 介護職員の確保と処遇改善についてお答えいたします。

ふえ続ける医療や介護の現場において、介護職員の確保は国といたしましても重要課題としており、医療・介護・福祉サービスの生産性改革を進めているところでございます。

市といたしましては、少しでも介護者の裾野を広げるため、元気な中高年の方々には、これまで培った経験に加え、現在社会福祉協議会で開催している地域ヘルパー養成研修に御参加いただき、習得した知識と技術をシルバー人材センターで実施している訪問型サービスで大いに生かしていただきたいと考えております。

また、介護職の処遇改善の確認につきましては、地域密着型の介護サービス事業所が届け出ている介護職員処遇改善加算は、2年に一度、実地指導の際に市が処遇改善内容を確認しており、それ以外の介護福祉施設につきましては、県が確認を行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 先ほど申し上げましたように、介護の現場で働く人たちの報酬は、たびたび上げられていたにもかかわらず施設が吸収してしまったのかどうか、先ほど申しましたようになかなか職員に対する賃金の割増しというか、上昇というか、そういうものがなされてないということも二、三の介護職にある人から本当に何とかしてくれ的な話がありました。この市内の中でも6人いた介護職員が4人もやめてしまって2人になってしまったので、1日朝6時から夕方6時まで約12時間働かされているというような本当にそのような状況も漏れ聞いているわけですから、上がっているかどうかというのは報酬に対するチェックが本当にしっかりとしていけないと、今後、先ほど申しましたようにますます介護職に従事するという方が少なくなっていくものと思われま。

そこで、今、部長のほうから答弁がありましたように、中高年の方々を対象に現在社協において裾野を広げるために地域ヘルパーの養成をしているとのことですが、2025年問題も含め、今後は訪問介護や通所介護では、担い手については安心できるものと思いますが、その養成の応募状況ですね、ひところ聞きますと、余り応募状況はよくないというような話も聞いておりますので、その辺の数字を把握されていればお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問がございました地域ヘルパー、社協のほうで行っております地域ヘルパーの養成研修の応募状況でございますが、平成29年度におきましては、13名の方の受講がございました。それと、これは毎年社協さんのほうでは、この時期、

大体今の時期に行うんですが、30名の定員枠で募集をさせていただいているという状況の中で、平成29年度は若干少なかったということで、13名の参加があったというところでございます。

また、今年度につきましてもちょうど今このヘルパーの研修に入ったところでございますが、今年度は23名の方の応募があったという中で、とりわけその中でも今年度65歳以上の方が、参加してくれた23名のうち10名の方が60歳以上の方という形で、積極的なかわりを持っていただけている方が徐々にまたふえてきたのかなと思います。このことは、地域包括ケアシステムを推進していく中でまさに必要なことで、市も社協も一体となって、このヘルパーですね、特にヘルパーさんは非常に足りないところがございますので、こういった養成のほうにも力を入れていきたいなと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に所管の部長が、例えばことし平成30年度ですか、介護保険も医療費も上げないで済んだというのは、常に先んじてそのような手を打っている。今回も裾野を広げるという意味合いを持ってヘルパーの養成をしているということは大変力強いということでもありますので、2025年までまだちょっと時間もありますので、その辺の養成をしていただければ、その養成した中でも何人かは介護職のほうに従事していただけるものと期待いたしまして1番目の質問は終わります。

続きまして、悪徳商法や特殊詐欺の対策について質問をしたいと思います。

こここのところ頻繁に防災無線で特殊詐欺の注意喚起の情報が流されております。しかしながら、この特殊詐欺の手口はさまざまで、他の犯罪とは別建てで知能犯というくくりになっております。市民がどのような手口によって被害に遭うのか、一つ一つの犯罪手口を理解していただくことがなかなか大変なことで、しかしながら、対策を何か講じていかなければならないと考えております。

牛久市の場合、特殊詐欺ばかりではなく、例えば悪質商法にも狙われていると伺っております。家のリフォームや貴金属買います悪徳商法、そしてまた、注文もしないのに商品が送られてくる、そのような被害に遭われる人が牛久市内におきましては数多くおるわけです。悪徳商法も特殊詐欺もターゲットになっておりますのは高齢者なので、被害から守るために接点の多い民生委員からもその都度注意を促すとか、また老人会などでも話題にするとか、さまざまな高齢者が集う機会での徹底した注意喚起しか防止策はないと考えております。加えて悪質商法についても、消費者教育啓発の講座の開催も1回とか2回とかではなくて、頻繁に必要であると考えられます。御所見を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 悪質商法や特殊詐欺対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、いわゆるオレオレ詐欺や架空請求等のにせ電話詐欺、高齢者を狙った悪質商法などの犯罪が後を絶ちません。被害を未然に防止するため、事件があった場合はもちろんですが、現金被害に至らなかった場合でも警察署と消費生活センターが連携し、被害の疑いがある相談を受けた時点で情報を提供し、警察署で犯罪利用口座や携帯電話等を遮断するなど、積極的な対応をすることで犯罪被害の未然防止・拡大防止の徹底に努めているところでございます。

また、市消費生活センターでは相談業務だけではなく消費者教育にも力を入れており、毎月1日号の広報うしくに「消費生活の窓」と題した啓発記事を掲載しているほか、毎月1回FM—UUのコーナーで具体的な実例を挙げた対処法などについて消費生活相談員によるアドバイスを行っております。さらに、行政区やシニアクラブ、民生委員児童委員定例会などで出前講座を行っており、寸劇やクイズ形式にするなど工夫を凝らして参加者にわかりやすく伝えております。

平成29年度には、家庭内の目に見えるところに常に飾っていただけるよう悪質商法撃退カレンダーを作成し、出前講座の参加者やイベントなどで配布いたしました。

さらに、5月22日から31日までの10日間、本庁舎1階通路におきまして「消費者月間啓発パネル展」を開催し、にせ電話詐欺や悪質商法の具体的事例と対処法をイラストやわかりやすい言葉でまとめたパネルにして多くの方々に見ていただいたところです。

ことし4月に公的機関と誤解させるような名称をかたった架空請求はがきが茨城県内で大量に送られる事案が発生し、牛久市において4月だけで37件の相談を受けました。これを受け、6月1日号の広報紙では3ページにわたりにせ電話詐欺や架空請求に対する注意喚起の特集記事を掲載したほか、防災無線やかつぱメールを活用した情報提供も行いました。

このように、あらゆる機会を通して情報提供や注意喚起を図っておりますが、被害者の多くが高齢者であることから、地域の中での見守り活動がさらに重要となっており、これまでも地域で活動している民生委員の方が高齢者と同行して相談に来られたり、一定の地域で同一の業者による点検商法が横行したときなども、民生委員の方からの情報提供により直ちに注意喚起のチラシを作成し配布していただくなど、連携して取り組んでまいりました。

今後もより一層、関係機関を初め、地域の方々と連携を図り、被害を未然に防止するよう努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま部長のほうからも答弁がありましたように、本当に警察も

行政も官民一体になって防止策を進めているにもかかわらず、このようにまだまだ特殊詐欺が横行しているということは、何かそこに原因があるのかなというふうに私なりにちょっと解析しましたら、このオレオレ詐欺というような特に息子や孫を使うというような血縁を利用した、そのような人間の弱みというか、家族の情愛というか、そのようなことを活用するというか、利用したというか、そのようなことでなかなか特殊詐欺の撲滅はないというふうに言われているわけですが、本当に先ほど部長が言われましたように、6月1日の広報紙1ページ、センセーショナルな黄色い周りの状況というか、紙のあれで、すごく見やすかったし、目につく状況のレイアウトだったかなと思っておりますので、そのようなものを、高齢者というのは特に思い込みというか被害妄想というか、そういうふうなのがすごく固定観念的なものが横行しますので、うちの中にどこにでも張れるような、お手洗いにでも張れる、あるいは電話のそばにでも張れる、そういうものを各戸に数枚ずつ配っておかないと、先ほど申しましたように、高齢者というのは特に固定観念や思い込みというのが強くなると思いますので、それを破壊するというか、洗脳するというか、そういうものについては常に目に触れるところにそういうものを置いて、頭にインプットさせるということも大事な要素であるというふうに私は思いますので、先ほどチラシもつくっていると言われましたけれども、さらに少しでも特殊詐欺や悪質商法にだまされないためにチラシをつくるというような考えはあるのか、ないのかお伺いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、平成29年度に家庭内の目の見えるところに常に飾っていただけるような悪質商法撃退カレンダー、これを作成して出前講座の参加者、イベントなどで配布したところですが、同じような形で今議員おっしゃるように、高齢者を狙った詐欺というのは確かに多いと思います。やはり何回も何回もいろんな場面でこういうことが詐欺ですよとか、こういうことに気をつけてくださいよとかというような啓発のもちろんチラシに対してもそうですし、例えば出前講座なども牛久市では行っておりますけれども、そういうものを活用しているところ、あるいはいろんな方に訴えかけていけるようにこれからもしていきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に建設的な御意見をただいま部長のほうからいただきましたけれども、特殊詐欺に遭うような人はちょっと認知が入ったような方かなということで皆さんに聞きますと、そうではなくてしっかりとした物の考え方ができる方がこの特殊詐欺に遭っているよというような周りの評判でもありますので、やはり思い込みとか固定観念になりやすいということなので、今部長のおっしゃったような形で、ぜひ高齢者がいると思われる各戸にその

ようなチラシを配布していただければ少しは特殊詐欺等について対策になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後の質問となりますが、ハクビシンについてお尋ねしたいと思います。

昨年の第4回定例会に続きましてハクビシンということになるわけですが、前回の質問はふえ過ぎましたハクビシンを適正な個体数にするための駆除について質問をいたしました。今回は、ハクビシンが屋根裏に侵入し、ふんなどによる被害で屋根の天井の張りかえ等に多大な費用がかかるのとこと、被害者への支援についての執行部の御所見についてお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君）環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ハクビシンによる被害者に対する救済、支援についてお答えいたします。

ハクビシン等の野生鳥獣による被害数ですが、茨城県の統計では平成28年度の茨城県内における農作物被害の報告ではハクビシンによる被害額は約1,310万円で、平成27年度より約100万円程度減少しております。

しかしながら、野生鳥獣被害全体の被害金額は約5億8,000万円でありまして、平成27年度より約2,000万円増加しており、農作物被害に関しては年々増加の傾向を示しています。

今回の御質問の家屋にハクビシンがすみついて、ふんや尿を天井裏にまき散らす、また天井裏にすみついて子供を産み育てるなどの生活環境被害についての統計は、県においては把握をしておらず、駆除業者へ聞き取りをしたところ、近年ふえてきている状況にあるということでした。

他の自治体では、ハクビシンによる生活環境被害の相談を住民から受けた際には、ハクビシンは鳥獣保護法により保護されており、捕獲免許を有し駆除許可を取得した業者でなければ捕獲できないこと、また住居への侵入を防ぐ対処法として家屋全体を調査し、侵入できそうなすき間を全て塞ぐこと、それから屋根に上れるような庭木の枝を払うこと、生ごみや庭木の果実などをそのまま放置しないなどの対策を講じまして被害に遭いにくくする環境づくりなどの指導をしています。

また、万一住居内に侵入された場合の駆除や家屋等の清掃及び修繕の費用につきましては、家屋の所有者に御負担いただいております。被害額に対しての支援を行っている自治体はございませんでした。

当市におきましては、農業被害を含めると年間約30件以上の御相談がございます。御相談のあった場合の対応としては、ハクビシン等の侵入を防ぐことへの指導を行い、生活環境被害

を免れることを基本としている点については、他の自治体と同様でございます。

また、ハクビシンの生活環境被害に対しての経済的支援につきましては、牛久市も他の自治体同様に現状では行っておりませんが、ハクビシンによる生活環境被害を未然に防ぐため、今後も市民の皆様への防止策等の周知に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 総体的な答弁といたしまして、支援は考えていないということでもありますけれども、空き家がふえ、そしてまた高齢者がふえという形になりまして、そうすると、どうしてもハクビシン等の野生動物がふえていくというのは当然なことでもあります。そういう中で、今後ますますそのような被害の苦情があるかとは思いますが。私としてもハクビシンにかかわらず人間と野生動物との共存が望ましいというのは言うまでもありませんが、やはり適正な個体数を管理するということが最も大事であり、先ほど次長のほうから答弁がありましたけれども、なかなか自己管理というののままならない中で、第4回定例会でも質問したように、例えば丹精込めた庭先のブドウやビワ、柿などが食べられたとしても、市民の多くの方々はその程度なら許容範囲と受けとめることができたことといたしましても、ふんの被害等によります修復等に何十万も必要となれば許容範囲外ということになるかと思えます。

執行部として、先ほどの答弁にありましたようにハクビシンに侵入されたのはあなたの自己責任だとすることはとても簡単ですが、被害者の立場になりますと、やはりそのような言葉で片づけるわけにはいかないわけですから、何がしかそのような支援をしてもいいのかなというふうには考えるところですが、一度このような支援をしますと、先ほど申しましたように、ハクビシンの数がどんどんふえていっている中でそのような被害も多くなると、またそちらのほうも一回そのような支援をすることで改めて別なほうにも支援をしなければならないというような予算措置が起こってくると思いますので、その辺につきましては今後の課題と考えまして、そのようなことについても本来なら市民とともに市役所、そして私たち議員も困ったことについては一緒に考え、一緒に解決していこうという、そういうスタンスの中で本来ならあるべき姿が一番妥当であるとは考えますけれども、なかなか理想と現実とはかみ合わないことが多いということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 以上で8番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、今回2項目について一般質問を行います。

初めに、介護保険についてであります。

介護保険制度は、2000年、平成12年にスタートいたしました。介護保険法第1条で目的は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等による要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」としています。

高齢者の介護を社会で支えるとして、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えまして、高齢者の自立を支援するとしております。さらには業者の選択により多様な主体から保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に受けられる制度としております。さらには、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しております。

このような基本的なことを押さえながらも、介護保険法の改正により現在第7期、2018年から2020年が始まっております。自治体の介護保険の担当者も事業者も被保険者も今後がどうなるのか、国の制度改正によってサービスがあっても利用できない、このような実態も生まれているのではないかと思います。それは、高齢化の進行によって介護給付費の増加に結びついているからであります。

それでは、牛久市の実態はどうかお尋ねをいたします。

第1号の被保険者とこれは第2号の方も含めまして、直近の介護度別の実数と認定率についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成30年4月末時点の第1号被保険者及び第2号被保険者の要介護度別の人数についてお答えいたします。

第1号被保険者は、要支援1が338人、要支援2が318人、要介護1が550人、要介護2が538人、要介護3が360人、要介護4が329人、要介護5が276人で、合計2,709人が介護認定を受けております。

次に、第2号被保険者は、要支援1が5人、要支援2が9人、要介護1が12人、要介護2が12人、要介護3が9人、要介護4が5人、要介護5が10人で、合計62人が介護認定を

受けております。

なお、平成28年7月末における介護認定率は、県内では利根町の10.7%に次いで守谷市と同様で2番目に低く11.5%となっております。直近の4月1日現在におきましても、牛久市は11.5%で低い認定率となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから介護認定の認定率が利根町に次ぎまして低いと御答弁ございました。市として考えられる要因は何なのか。低い認定率がなぜなのかということですね。

それと今始まっておりますけれども、第7期の計画から今後の給付費の推移について伺います。これは先ほど同僚議員の質問でもありました2025年問題、団塊世代が75歳になるということでは認定率が高くなるのではないかと。そのようなことも踏まえて現在計画なども立てられていると思います。施設整備も含めましての考えについて、さらには要介護では認知症のおそれのある方もこの問題も含めまして今後の給付費の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

まず、先ほどのお答えしました認定率が低いと思われる要因としましては、牛久市におきましては健康予防や介護予防事業に力を入れ、健康寿命が長い高齢者の方が結果的に多くいらっしゃるということで現時点におきましては介護認定率が低い状況をキープできていると考えております。

次に、第7期計画中の推計についてお答えいたします。

まず、給付費の推計でございますが、平成30年度の標準給付費と地域支援事業を合わせますと、約49億8,600万円が必要と見込んでおります。また団塊の世代の方が後期高齢者になる平成37年度は標準給付費と地域支援事業費を合わせると約71億5,700万円が必要と見込まれ、平成30年度と比較し約1.4倍になると推計をしております。

介護認定者数は、現在の2,700人台が平成37年度は4,200人台に増加することが予測されます。

このような中、引き続き健康予防や介護予防事業の充実を図るとともに、必要とされる種類の介護施設等の整備は計画的に実施してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 給付費が約1.4倍になるということ、これは75歳を過ぎますとどうしても介護とか病気になる率が高くなる、これはいたし方ないことだと思います。そういうことも含めて現在計画が策定されているということは理解をいたしました。

その中で施設整備について、第7期についてはどのように考えておられるのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 施設整備についてお答えいたします。

第7期におきましては、広域型の特別養護老人ホーム、70人定員のものを1カ所、それと地域密着型の特別養護老人ホーム、定員29人以下のものを1カ所、またグループホーム18床のものを1カ所、施設整備としては計画しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、当然給付費の中にはそれらを見込んだ数字が計上されていると理解をいたすものです。誰でも介護にならないように、今の介護予防に牛久市は力を入れているところでは、この認定率の低さからもわかることだと思います。介護保険の運営協議会なども傍聴した折には、牛久は比較的若い年齢の市なので介護保険の認定率が低いんだという意見なども委員の中から出ていたことを記憶しております。引き続きこの給付費、それからまた介護認定、それから健康予防、介護予防について、力を入れていていただきたいと思います。

続きまして、総合事業についての考えを伺いたいと思います。

牛久市は、要支援1、2の利用者を市町村事業、つまり総合事業に移行いたしました。総合事業を市ではどのように捉えているかというところを伺いたいと思います。デイサービス、訪問サービスに対する考え方をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 総合事業の捉え方についてお答えいたします。

まず、実績としましては、総合事業の利用者数でございますが、平成30年4月現在、これまでのホームヘルプサービスに相当する訪問型サービスは117名が利用し、シルバー人材センターに委託しております家事援助型の訪問型サービスは5名が利用されています。

デイサービスに相当する通所型サービスは327名が利用し、地区社協で実施している通所型サービスの利用者は、牛久小学校区地区社協は7名、牛久二小学校区地区社協は4名が利用している状況であります。

総合事業を利用する際は、その利用者の身体状況等に合ったサービスマネジメントが重要であり、その核となる地域包括支援センターが中心となって利用者の声やその生活目標を丁寧に聞き取り、必要なサービス利用につなげております。

今後は受け皿となるサービスの充実を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 現在の総合事業の状況などは今の答弁で報告があったと思います。

この中で、地域包括支援センター、この役割が大変重要だということもございました。現在総合事業について、市のほうで事業者のみなし指定をすれば平成33年までにこれが継続されると言っています。今後介護報酬改定、今年度も行われたということなんですけれども、事業所が撤退したり、また縮小したりすることが考えられると思います。そのときの対応について市はどのように考えていくのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にありました総合事業のみなし事業所としての有効期間は平成33年までとなっておりますが、介護福祉士等の専門職が必要なこれまでの国基準の旧介護予防、訪問介護、通所介護サービス相当の総合事業所の介護報酬は今後も国の報酬改定に合わせ国の示す報酬単価と同じにしていくことで現在は検討しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 3番目の質問とかぶる部分があるんですが、実は介護事業所のニチイというのがございました。大手の事業所なんですが、ここの事業所が3月31日に要支援事業から撤退をしました。要介護のほうは残っております。牛久市では利用者の方が約10人いたと聞いております。担当のほうに問い合わせたところ、事業者が新事業所への移行を行うというふう聞いておりますが、その際のケアマネジャー、この役割が大変大きいと考えております。昨年の暮れごろからこの要支援を利用していた利用者の方から事業者が今後からかわると聞いて大変不安な声を私どもに寄せてまいりました。市のほうでは、このように被保険者の要望を聞いているのかということ伺いたいと思います。国では要介護1、2というのも支援事業、総合事業に移行との計画も予想されておりますが、このような要望の把握、または自治体の取り組みとしてはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 被保険者の要望の把握と市の取り組みについてお答えいたします。

介護予防給付における訪問介護、通所介護サービスが総合事業に移行されてから3年が経過したところですが、包括支援センターの丁寧なマネジメントにより、現在のところ総合事業に関する苦情や要望は市に寄せられてはおりません。

国において、要介護1及び要介護2の認定者について、サービスのあり方を議論しておりますが、市といたしましては、国の動向を注視しつつ、まずはこれまでの総合事業の検証と評価が重要であると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、包括支援センターにはそのような苦情なり等は届いていないということなのですが、その際にケアマネジャー、事業所の中にいらっしゃる、また包括支援センターの中にもいらっしゃると思いますが、その辺の把握の仕方はどのようになっているのかというところですね。包括支援センターが一元的に把握をされているというふうに理解をするんですけども、実際にそういういろいろな不安な声とか、新しい事業所がまだ決まらないんですけどもこれはどういうふうになるんだろうか、そういうふうなことというのは、実際にケアマネジャーのほうが把握しているというふうに理解をするんですけども、その辺の連携はどうなっているのか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中にもありましたニチイケアセンターが要支援の事業から撤退したということで、これは昨年10月ぐらいの段階では訪問型サービスが利用者7名、通所型が1名ということで8の方が利用しておりました。この撤退に合わせて包括支援センターとケアマネジャーと調整をした結果、3月のサービス提供においては訪問型サービスが2名、通所型サービスが1名残っている状況で、本年4月以降は全ての方が新しいサービスを利用しているという状況でございます。このような形で地域包括支援センターと各ケアマネジャーとが連携をしてサービスの継続を図っているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、ケアマネさんが31日現在ではその辺がちゃんと訪問と通所の方たちがいたけれども、4月1日からは全て新しい事業所に移行できたということなんですけれども、この辺の実情ですね。私も聞いたのがもう3月の終わりごろだったわけです。それでまだ決まっていないんだというようなことなども聞きました。そういうときにケアマネジャーさんがかなり詳しくいろいろと調査をされていたようですが、その方の実情ですね。そういうことからどういうところがこの新しい事業所として可能かというようなことも調査をされたというふうに聞いています。その辺の地域包括支援センターとそれからケアマネジャーというのは、この連携というのが密に行われているのかどうか、その実情とかは市としてきちっと把握をされているのか、その辺を伺いたいと思います。利用者からの、被保険者からの要望というのはどういう形でつかんでいるのか、その辺を再度伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括支援センターとケアマネジャーとの連携ということでございますが、先ほどもお答えして一例を挙げましたニチイケアセンターの要支援の事業の撤退につきましても、その方の状況を確認しながら、その方に合った新しい事業所のサービ

スを連携して検討しております。

今後もこういう撤退ということがある場合は、その利用者の状況を把握しながらケアマネジャーと地域包括支援センターのほうで連絡を密にしてサービスが滞らないように支援をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、地域支援センターという、それも新しく平成32年までにはできるというようなことの御答弁もございましたので、繰り返しそういうような皆さんの要望をきちっと把握をしてきちっとつなげるということをぜひ力を入れていただきたいと思えます。

4番目に今後の課題というところなんです、介護保険ではいろいろと大きな問題が出てきている状況があります。全国では高齢者が高齢者を介護する老々介護、長期にわたりひきこもり状態の息子さんや娘さんが親の収入で生活をし、その親が高齢化をし、介護の必要性が出てきても公的な支援につながらないまま孤立をしてしまう8050問題が報告をされております。先日もテレビ報道でありました。今後深刻な問題となってくる可能性があります。介護保険制度で対応が難しい事例、これも出てくるのではないかと思います。被保険者が認定を受けながら困る状況、例えば介護保険料を滞納し、サービスを利用したいが利用料を払えないために利用できないとか、国では今後の問題なんですけれども、滞納する金額に応じましてサービスの負担割合の引き上げの計画もあると聞いています。地方自治体で何ができるのか、市の考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今後の課題についてお答えいたします。

議員の御質問のとおり、要介護者を取り巻く状況は、老々介護や8050問題、介護離職、経済的な不安、ネグレクトなどさまざまな問題が重なり合って、生活していくためには介護サービスだけでは対応が困難なケースがございます。

このようなケースへの対応には、地域包括支援センターが中心となり、市や民生委員等の関係者による個別のケア会議を開催し、他法・他施策の活用を検討するなど、支援について協議する場を設けております。

また、経済的な理由で介護保険料の納付が困難な場合は、分割納付など支払い方法についてはその都度相談させていただき、サービスが必要な状況には今後ともきめ細かく対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから御答弁ございました。

介護保険でサービスの利用する場合、現在は1割負担なのですが、ことしの8月から一定以上の所得のある人は2割に、さらには3割へと考えているようです。今、介護保険料滞納して、被保険者がサービスを利用する場合、負担額が高額となって利用できない、そういう状況もあります。分割納付ということがありましたが、滞納している人がやはり払えるということは難しいのではないかと考えます。介護保険料というのは、年金から引き落としをされています。いざ必要になったときにはこのような制限をかけられ、利用できない。これは国家的な詐欺だと言う人もいます。ほかの保険料は、利用すればそれなりの給付が受けられます。しかし、介護保険というのは、保険料だけ納めて、そして使えない、そういうような状況です。

要支援者、要介護者をどういうふうにして救っているのか、このように受けられない人々をどうするのか、人によっては「うちは介護は必要ない」、このように言っている人もいます。さらにこの保険制度、申請主義という、自分で申請をしなければ受けられないという、こういうような制度になっています。そういう申請主義をいうだけでは把握できないのではないかと、市の姿勢が本当に問われることとなります。介護難民、そしてまた介護殺人、介護心中、このようなことなどが言われている世の中となってしまうています。自治体にとって何かできることはないのか、再度市の考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護保険法の改正によりまして、平成30年8月1日から介護サービス利用者負担割合が、これまでの1割及び2割負担に加え、現役並みに所得を有する方については3割負担の創設がされました。これに伴い、現役並みの所得がある方が介護保険料を滞納した場合、その滞納期間に応じて利用者負担割合が4割負担に引き上げられることとなります。経済的な理由から介護保険料の納付やサービスを利用したくても費用負担が困難である場合は、個々の状況を丁寧に聞き取りしまして、関係機関に相談をつなげながら対応させていただきます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、関係機関に対応しながらということでしたが、このような機関とは一体何を指しているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護保険料の滞納があった場合は、徴収を担当しております収納課ですとか、あとはそのほか住宅の問題ですとか、その方によって困っていることがいろいろ違いますので、庁内各課と連携しながら対応を進めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 確かに深刻な事例等がいろいろと報道されるたびに牛久ではどのようなことが起きているのかということの把握というのは大変重要だと思いますので、その辺の実情を市としてもきちっと把握をしていただきたいと思います。

続きまして、今、皆さんのところに届きました第7期の介護保険の事業計画、これは牛久安心プラン、私どもいただきました。この第7期の計画の中で、介護保険法の今度改正によりまして制度化をされました保険者機能強化推進交付金という制度がございます。これは全国、国では2018年は200億円、県は10億円、そして市町村は190億円というふうに言われています。この中で、もちろん牛久の中でも計画が出てはいるんですが、介護サービスの質の向上という項目の中で、適正なサービスで介護給付適正化事業、そしてまた自立支援重度化防止に向けました評価指標及び目標の設定、地域ケア会議を活用したケアマネジメントがうたわれております。このページの中に入っています。この内容につきましては、市町村間で競わせるのではないかとということ、さらには目標が達成したら加点をするなど、その加点によって交付金が決定されるなど、こういうことが言われるのではないかと思います。ふえ続ける給付費、充実をさせるため、そして持続可能な制度にするためと言われておりますが、本当に介護保険、本来の目的に沿って、高齢者の尊厳と権利を守る制度としてあるのかどうか大変疑問いところが出ています。この第7期の計画でこのような目標を立てておりますが、今後の市の考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保険者機能強化推進交付金についてお答えいたします。

平成30年度の制度改正によりまして、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する新たな交付金が創設されました。この交付金は保険者機能の強化に向けて市町村及び都道府県のさまざまな取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で、平成30年度から評価が開始され、評価の結果、交付金が交付されるものとなりますので、現時点では交付金の交付の有無についてはわかりません。

第7期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画を今後しっかりと遂行していくことが結果的に評価につながると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今後、計画の中でさまざまなことが出てくると思います。一番は高齢者の尊厳と権利を守る。介護保険の運営、そして介護保障の立場に立った内容となっていただけよう、これは要望といたします。役割としては、地域包括支援センターやケアマネジャー、事業者に自立支援型、これを押しつけない、このことをぜひやっていただきたい。このことを要望して次の質問に移ります。

次は、障害者の合理的配慮につきまして伺いたいと思います。3点について質問をいたします。

初めに、合理的配慮の提供支援にかかわる公的助成制度の創設についてです。

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する困難さを取り除くため、個別に調整や変更をしたりすることをいいます。行政機関や事業者は2016年の4月1日施行の障害者差別解消法により、障害のある人に対して合理的配慮を可能な限り提供していくことが求められております。兵庫県
の明石市では、合理的配慮の提供を支援する公的助成制度により民間事業者や地域の団体等が障害者に必要な合理的配慮の支援をすると費用の一部が助成をされます。例えば、飲食店のメニューの中で視覚障害のある方には点字メニューを、またコミュニケーションツールの作成に係る費用、折り畳み式のスロープ、筆談ボードなどの物品購入に係る費用、手すりやスロープの施工に係る費用などが言われております。

牛久市でも、障害のある人も、ない人も安心して暮らせる共生のまちづくりを進めていくため、事業者等が障害者に対して合理的配慮の支援を実施した場合に公的な助成制度の創設が必要ではないかと考えます。

2019年にはいきいき茨城ゆめ国体、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えております。市で創設する考えはどうかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 合理的配慮とは、障害のある人が社会生活を送る中で不都合を生じないように工夫してほしいと要望があったときは、過度の負担にならない範囲内において必要な配慮をするということをいい、障害者差別解消法では、行政には義務、事業者等には努力義務を課しております。

合理的配慮の提供を支援する助成制度につきましては、議員御質問のとおり、明石市が全国で初めて導入し、民間事業者、自治会、サークルなどが障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために係るコミュニケーションツールの作成、物品の購入、工事の施工費用に対し上限額を設け助成しているところでございます。

合理的配慮の提供を支援する助成制度の創設につきましては、市といたしましては、障害者への理解を深めるための研修や啓発が最優先として考えております。

しかしながら、障害者等への合理的配慮の必要性も十分に認識していることから、今後調査研究してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、部長の御答弁では調査研究をし、まずは障害を理解するために

研修や啓発を最優先に進めていくとのことでした。ここで合理的配慮とは何か少し具体的な例を挙げてみます。

精神障害のある方、情緒不安定になりそうときは別室などで落ちつける場所で休めるようにする。視覚障害のある方、本人の意思を十分に確認しながら、書類の記入やタッチパネルの操作を代行する。読み書きが困難な方、タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。肢体不自由な方で車椅子を利用している方には段差に携帯のスロープを渡す。また、感覚過敏のある方、それを和らげるための対処として、耳栓などを使用して音が入らないように配慮する。指示の理解が難しい方には指示を一つずつ分けて伝えたり、イラストを使って説明をするなどあります。これらは今までも実施している内容もありますが、少し工夫をすれば対応できることもあるのではないのでしょうか。この合理的配慮、人的、技術的、金銭的なことも考え、方法なども共有すれば理解の促進になるのではないかと考えます。

お隣のつくば市では、ことしの10月より合理的配慮の提供を民間が実施した場合の助成制度が始まり、予算にも計上されたと伺いました。牛久市でもできることから始めるいい機会と捉えますが、市の考え、再度お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問にございました障害者差別解消法に向けた合理的な配慮の取り組みにつきましては、議員から御指摘ございましたとおり、人的、技術的、そして施設の改修等に対する金銭的な支援が必要となっております。しかしながら、障害者や障害特性の理解がなされていない中では、まず障害者が望む支援が何なのかというのが一番懸念されてくるところかなというふうに考えます。したがって、先ほども御答弁させていただきましたとおり、障害者への理解をまず深めていただくという取り組みを優先することが大切であると考えておまして、公的な助成につきましては、今後も研究調査を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね。調査研究というのは、なかなか実現には至らない場合にそういうような御答弁をされるというふうに私は理解をしたものです。今、理解をする。そういうふうに理解をするためのさまざまな方策、2番目の質問に入るんですけども、障害や障害者に対する理解を深めていく。これには私どもを含めて啓発活動が大変重要と考えます。障害を持っている方にどのように対応したらいいのか、事業者等の研修会あります。また市民フォーラム、小学校では手話教室などあったらどうか、障害のある人とない人との交流をする機会を提供するなど、さらにはタウンミーティングなどで当事者、障害をお持ちの当事者の声を聞くなど、さまざまな取り組みが考えられると思います。障害を理解するため、市としてど

のように考えていくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 障害を理由とする差別の解消の推進につきましては、法律が平成28年4月1日に施行され、同法第5条において行政機関等及び事業者に対する合理的配慮に関する環境の整備が規定され、同法第7条及び第8条において、障害を理由とする差別の禁止が規定されました。

当市におきましても同法の施行に伴い、市広報の掲載やみんなのしあわせ見本市での広報活動により啓発を行っており、市職員に対しましても障害者差別解消法及び要約筆記に関する研修の実施、牛久における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項を定め、周知しているところであります。

事業者等に対しましても、商工会だよりの掲載、福祉事業所に対する研修、在宅ケアネットワークの会における医師等に対する研修の実施などを通じて啓発を進めてまいります。少しずつではございますが、障害者の理解促進につながっていると思っております。

また、社会福祉課におきましても障害者への理解や窓口での合理的配慮につながるよう、本年4月から手話通訳者の資格を持つ非常勤の一般職を講師として朝礼を利用しながら手話講習を開始いたしました。

今後におきましても、引き続き市職員、事業者、市民など全ての方に対しても啓発を実施しながら障害者に対する理解の促進に努めてまいります。

また、遠藤議員におかれましても検討する内容をしっかりと職員に言っていただければ早く事業が進むと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、市長のほうからさまざまな市で取り組んでいる内容について伺いました。確かにいろいろといろいろな場面で、確かに障害者の皆さんと私もお茶会ですか、その行政区であったときに参加をしたことがございます。そのときにやはり障害をお持ちの方がどういうことをしてほしいのか、そういうことがやっぱり実際皆さんの生の声、それを聞くということが大変進める上では重要だと考えます。牛久では結構障害者団体の皆さんと市民の人も一緒に運動して、JR牛久駅に常磐線の中では一番早くエスカレーターがついたと聞いています。今までも今のように理解をするための啓発活動、市としてもいろいろな団体と一緒にやってきたと思います。そういうときに出された意見とか要望など、そういうことは生かされてきた内容はあるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

さらには、私どもも含めて障害への理解には人権として捉えることが大変重要と考えます。障害者の皆さんが「私たちのことを私たち抜きに考えないで」、このように言ったことと同じ

ようです。男性・女性、顔形で価値観を押しつけることのないよう、人と違うことに対する自己肯定など、障害者だけではなく、マイノリティーの方も声を今上げ始めています。価値観の多様化と言われておりますが、それには小さいうち、幼いうちからの教育が欠かせないと思います。

学校の教育現場では、例えば障害をお持ちの方が入学した場合、入園した場合、どのような対応をとっているのか、その辺もお尋ねをいたします。

また、事業者に対しての啓発活動、今、商工会ということもございましたが、市ではそれ以外に障害者を理解するための啓発活動、どのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者への理解促進に関しましては、牛久市障害者連合会からも要望書が提出されておりました、今年度は障害者連合会の協力のもと、児童クラブの訪問であったり、神谷小5年生への啓発活動、地区社会福祉協議会との交流お茶会、牛久警察署並びに交番等へ訪問をさせていただいて理解促進に努めているというところでございます。

また、御意見・御要望、また市議会等におきます一般質問によりまして、これまで各公共施設の身体障害者用の駐車場のスペースに設置をしたハートプラスマークの表示を行ったり、平成28年度には聴覚障害者への窓口対応の合理的配慮といたしまして、持ち運びができるようなものがございますが、簡易な磁気ループを購入させていただいて設置をしておるところでございます。

本年度におきましては、先般、尾野議員のほうから一般質問もございましたヘルプカードの作成ですね。こちらの作成に当たるといことで、必要な方に対して配布をしていくという予定でございます。

また、事業者等への啓発につきましては、先ほど市長のほうで御答弁させていただいたとおりでございますが、引き続き実施をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育でということではありますが、具体的には車椅子の子が入ったときにはスロープやトイレをつけてあげる、それからダウン症の子が教室に入れなくて飛び出してしまうというときにはスクールアシスタントをつけてあげたり、先生が文字や絵で説明してあげたり、あるところではもやもや病といううまく話したり聞いたりできない子のためにはブロックを使ったり、絵を使ったりして表現を助けてあげる。難聴の子がいます、ロジャーという先生の拡声器をつけているんですが、そういう子に対してはみんなで担任やクラスの子供たちがゆっくり話したり、正面からまた右側からできるだけ顔を見て話すというさまざまな取り組みをしたり、車椅子や目の不自由な方々との交流会というのを図ったり、これはI C

Tも入りますので、そういった活用もしたりしています。

でも一番は、この間学校を見に行ったときに、去年、ある子が教室で大きな声を張り上げたり、飛び出したり、時には学校から飛び出してしまうという子がいたんですが、この間見に行ったら全くそういうことはなくて、静かにおとなしくしているという状況でした。校長先生にどうしてこういうふうに着ちつたのと聞いたら、「いや、私たちは障害を勉強してどうやって対応していけるかというのを一生懸命勉強したんだけど、子供たちは何もそんなことは勉強していないんだけど、とにかく優しいんだ」と、「優しい子供たちがそばにいるおかげで、あの子はことしは全然教室から出ることがなくなったよ」という話をされました。障害というのは、なくなるものではないかなと思っているんですが、障害が見える、見えないというのが大事かなと思うんですね。障害が見えるとか見えないというのは、周りの環境との相互作用みたいなもので見えたり見えなかったりするのかなと思ったときに、周りの環境と合うと障害が見えなくなって、周りの環境と合わないで障害が見えてくるということを見ると、周りの子供たちの優しさとか、人権の意識とか、そんなものを高めてあげると子供の障害が見えなくなってくるのかなと思うと、子供たちには優しさとか人権意識をしっかり育ててあげることが大人になって障害者にも優しい社会になってくるのかなというようなことを考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、教育長のほうから、それから部長のほうからもさまざまな障害者を理解するためのいろいろな御答弁ございました。確かに障害を理解するという、例えば私なども目が悪いために眼鏡をかけて、そのためにいろいろなことが見えるようになる。こういうちょっとした配慮ですね。そういうことがやはり、そういうことなのかということ。そういうことがやはり皆さんにも共通の理解として進めていくということが大変重要と考えます。

3番目に移りたいと思います。

差別を解消するための取り組みとして、障害者が相談できる窓口の設置はされているのかどうか、さらには相談内容と結果が課内で共有されているのかお尋ねをいたします。

さらに、牛久のこども家庭課でつくってました牛久市の子育てポケットガイド、こういうのがございました。これは職員の方たちが子育てに関するいろいろな情報をコンパクトにまとめたガイドです。このようなものを例えば、これは明石市の例なんです、「明石市でみんなで目指そう優しさがあふれるまち明石」ということで、それぞれの障害者のある、視覚障害者ではこんなことが不便だ、こんな配慮があれば助かるということがわかりやすく書かれています。このようなパンフレット、さらにはこの方は聴覚障害の方なんです、少しの工夫があれば筆談入門ガイドということで、コミュニケーションのポイントと具体例という大変わかりや

すいコンパクトな、こんなようなパンフレットがあります。このようなガイドの作成の考えについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者差別に関する相談の窓口は、社会福祉課に設置してございます。

障害者差別解消法の施行後におきまして、社会福祉課に寄せられた相談は3件ございまして、うち1件につきましては、市が行ってございました聴覚障害者との連絡方法に関するもので、合理的配慮の不提供に当たるものでございました。相談後、担当課に事実を確認するとともに、対応方法を検討し、現在は改善が図られております。

今後におきましても、障害者差別に関する相談が寄せられたときは、社会福祉課内で情報を共有するだけでなく、各課との連絡により改善が図られるものにつきましては、早急に改善を図ってまいります。

次に、障害者へのポケットガイドの作成についてでございますが、牛久市におきましては、身体障害、知的障害、精神障害ごとに作成いたしましたハンドブックを手帳とともに交付し、合わせてサービス内容等について説明を行っております。

ハンドブックの内容につきましては、各種サービス、年金・手当、公共料金の割引、税金等の控除、相談窓口の紹介など必要な情報を掲載しております。

障害者に対するポケットガイドの作成でございますが、障害サービスの内容など、手帳交付時も含め、詳細な内容を伝えることがあることから、ポケットガイドの作成ではなく、現在活用するハンドブックの内容の充実に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、部長の御答弁では障害者のガイドブックですか、それは確かに1冊になっておりまして、知的や身体、それから精神と、それぞれがいろいろなサービスの内容等も書いてあるのは承知をしています。ただし、障害には特性がありまして、困ったときにすぐに見る、こういうものが手元があれば、そのようなことがわかりやすいのではないかと思います。明石市で作成をしました小さなポケットガイド、これは筆談入門ガイドというものなんですけれども、市には通訳者が常時いらっしゃるということもわかっております。でも、そのようなこともあります、その意思の疎通を図るツールの一つとして、これはそんなに費用的にも市の負担というのがそれこそちょっとした工夫でできるのではないかと思います、今の御答弁だとこのガイドについては作成については無理なのかどうか、ちょっとその辺再度確認をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 明石市のほうで作成しております筆談入門ガイドなどの作成につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、現在活用する身体障害者、知的障害者、精神障害者ごとに作成しておりますハンドブックを使って、さらに内容の充実を深めていきたいというふうに考えてございます。また、職員の研修並びに差別解消に関します対応要領につきましても、職員への周知を図るとともに事業者等への啓発活動を通しまして、障害者への理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） いずれ、このような小さなポケットガイドみたいなもの、職員の方たちが工夫をしながらやっていっていただきたいと期待をしたいと思います。

今回取り上げました障害者に対する合理的配慮につきましては、障害のある人の心身の特徴や目的、場面、取り巻く環境によっても必要となる内容は異なっております。また、配慮を行う行政機関や事業者の側にも人的や技術的、さらには金銭的な問題もありまして、過度に負担をすることではなくて実現可能な配慮を検討していかなければならないのは言うまでもございません。障害者の権利や意思を尊重しながら具体的にどんな合理的配慮が必要なのか、それは実現可能なことか、本人や周りの人たちと話し合いながら進めていくことが必要と考えます。障害者権利条約を批准した日本では、障害のある人が差別をされず平等に生きていく社会をつくっていく責任を負っており、そのための重要な手段の一つが合理的配慮なのであります。

先ほど申しましたように、2019年にはいきいき茨城ゆめ国体、2020年には東京オリンピック・パラリンピックがあります。障害のある人もない人も誰もが年を重ね、これからの社会を生きていかなければなりません。そのようなときに障害があるというだけで嫌な思いや悲しい思いをすることのないよう、私どもも当事者意識を持ちながら、これからも市民の声を議会に届け、暮らしやすい牛久をともにつくっていくことを伝え質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で14番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時00分休憩

午後1時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

[15番鈴木かずみ君登壇]

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。

初めに、学校給食についてです。

4月の中旬に大阪で社会保障の研修を受けて、今、学校給食が子供たちの成長に大きな役割を果たしていることを改めて認識しました。また、学校給食は明治22年、食糧難の時代に山形県鶴岡町で貧困児童対策として無料で始まり、今日では食育という新たな役割を持って紆余曲折を経ながらも定着をしてきました。昭和29年に施行されました学校給食法の目的には、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」とあります。給食を食べる子供たちの笑顔とともに学校教育に欠かせないものとしての意義を高めてきたことが紛れもない事実であります。牛久市が進めてきている学校給食は、この研修に参加してみても全国から見ても決して劣るものではないと、非常に先進的であることも認識をいたしました。その点を評価しつつ、牛久では何がよくて、さらにどう展開していったらよいのかという点で考えてみたいと思います。

一方、今日的な課題として考えなくてはならないのは、子供の貧困問題です。子供の成長と発達に格差拡大と貧困が影を落としているからです。今の現状に合わせた制度に、つまり経済的な状況にかかわらず全ての子供に食事を提供する制度として学校給食を変えていかなければならない状況があると考えます。今、全国的な広がりを見せている子供食堂、フードバンクなどの支援活動は、給食が唯一のまともな食事であるという状況にある子供たちの存在、これが明らかになる中で始められています。

そうした中、夏休みが終わった後に痩せて登校する子供がいるという現場からの報告は大変ショッキングであります。牛久でもそのようなことがあるのではないかと。学校としても何か考えられないかということから、給食の無料化についても質問をしております。

さて、具体的な質問に移りますが、牛久の自校調理方式についての評価と課題についてです。

牛久市では他市町村のようにセンター方式を選択せずに自校調理方式をとってきたことが、近隣の市町村からもうらやましがられるほどの牛久の学校給食につながっている要因ではないでしょうか。学校給食がかつて大きな曲がり角にあったときに民間業務委託はしないで、センター方式はとらないで、安全な食器をなど、牛久の学校給食を考える会など、先輩たちの運動がありました。保護者、市民の学校給食に対する意識も強く、全国でセンター方式がとられていく中で、牛久は、民間業務委託にはなってしまいましたが、自校調理方式は継続しました。

子供たちにできたての温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できていることは、すばらしいことです。その上に立って、牛久の学校給食の課題について質問をします。

まず、センター方式との違いについてどのように捉えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

御質問のセンター方式との違いということですが、学校給食の提供方法には、各校に調理室を設置し、その学校の児童・生徒に給食を提供する自校方式と集中調理施設で複数の学校給食を一括調理し各校に配送するセンター方式、この2通りがございまして、牛久市では御指摘のとおり、各校で調理する自校方式を取り入れておりまして、顔の見える温かい給食提供というものを実施しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久は、自校調理方式であるということを土台に県からの栄養教諭が配置されており、また配置されていないところは市の栄養士が配置され、全ての小・中学校で食育授業が可能となっていますが、その役割は大きいものがあると考えます。具体的にどのように食育授業を行い、その効果について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 栄養教諭、栄養士等の役割と食育授業の効果ということでお答えをいたします。

当市では、全ての小・中学校に栄養教諭、または栄養士を配置しております。

日々の業務といたしまして、各校ごとに食物アレルギー児の面接や食材の調整、給食献立作成及び食材の発注、検品、そして調理された給食の味の確認、アレルギー食児童生徒の確認、各教室訪問にて給食状況の確認、さらには給食室施設及び備品の確認点検、納品書・請求書の整理など、全校で実施をしているところでございます。

また、栄養教諭と栄養士が相互に協力し合いながら食育と地産地消を取り入れた献立を作成し、栄養や食材に偏りが無い給食提供となるよう日々努力しているところでございます。

さらに、栄養教諭におきましては、食育月間の教室訪問指導、地場産野菜の啓発のため、うしく野菜オーケストラによる劇などを取り入れた食育集会、夏休み中の昼食購入などへの指導、中学校ではスポーツ栄養指導など、食育授業を通し、きめ細かく食の大切さや栄養に関する授業を実施しております。この食育指導により、朝御飯の大切さなどが、児童・生徒、そして各家庭での食に対する意識改善につながっていると感じているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、給食の御飯の提供についてですが、牛久はおかずについて

はセンター方式をとっていないで、各自校調理方式ですけれども、御飯だけは一貫して業者から届けてもらう事実上のセンター方式をとっていました。私たちは高知県南国市に視察に行き、南国市の教育委員会が一括でJ Aからお米を買い取るシステムを崩して、独自に耕作放棄地になっていた棚田を学校給食用のお米を生産する場に変えた、まさに地産地消を実現し、各学校で炊きたての御飯を提供し、子供たちが喜んで残渣もなくなったという話を聞き、牛久での実践を提案してまいりました。施設の整備との関係もあり、一律に進められていない状況と思われませんが、自校炊飯の進捗状況と課題について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 自校炊飯の進捗状況と課題についてお答えをいたします。

現在、学校で炊飯し炊きたての御飯を提供している学校につきましては、小学校が3校、牛久小学校、牛久第二小学校、そしてひたち野うしく小学校の3校、中学校も同じく3校、こちらは牛久第二中学校、第三中学校、そして南中学校の3校の計6校となっております。

自校炊飯施設への改修計画でございますが、2年前に牛久第二小学校の施設整備以後、児童・生徒の安全性を優先した校舎の耐震工事や体育館の耐震工事等を優先してきたこともございまして、自校炊飯の整備というものにつきましては、計画におくれが生じているという状況でございます。

今後、大型事業が一段落した段階で、整備計画を再度見直した上で整備の再開をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 自校炊飯方式を取り入れてきたということは大変評価できることですが、施設整備との関係等でまだ小・中合わせて13校中6校ですか、という状況であるということで、まだまだ道半ばという状況だと思います。さらなる整備をお願いしたいところです。

次に、牛久市は学校給食を公会計に移しましたけれども、その取り組みから見えること。滞納者の把握と対応、就学援助の相談、就学援助への相談につなげることについてどのように行われているか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公会計の取り組みから滞納者の把握と対応についての御質問にお答えをいたします。

本市では、給食会計を平成23年度より公会計に移行をしましたことで、学校が直接滞納者との徴収交渉を行うことなく給食が提供できるようになり、教職員の事務軽減が図られております。公会計への移行により滞納者からの収納も進み、平成28年度分までの滞納額、こちら

が合計で4万3,730円と滞納額は少額にとどめられているという状況でございます。

また、滞納者に対しましては、年3回児童手当の窓口払いを実施する際に納付を促すということをするとともに、いろいろ面談をする中で生活困窮の状態が大変だというような御家庭に対しましては、就学援助の御案内、そして相談をさせていただきまして申請を勧めるなど、滞納の発生抑制に現在努めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 公会計にしたということで、滞納者の発生抑制に努めるということでは効果があるというようなお話ですけれども、そこから生活状況を見られるのではないかと思います。就学援助へつなげるような事例についての実績などありましたら具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再度の御質問にお答えをいたします。

就学援助に直接つなげるということに関しましては、窓口払いにいらっしゃったときに面談をさせていただいておりますので、そういう中で生活の状況を聞き取っていく中で就学援助を受けていないというような御家庭があった場合にはぜひ申請をするようにという形で勧めているという状況でございます。

この就学援助の周知方法が実は平成26年度までは余り徹底がされていなかったということで、平成27年度からその周知の仕方の見直しを図りまして、平成28年度以降に関しましては就学援助の申請をするか、希望するか、しないかというところまでを全保護者に出していただいて確認をするということを行っていった結果、平成28年度以降については窓口払いの段階で就学援助の申請までつなげるといったような事例は、ここ2年ちょっとはないという状況です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 小・中学校の大規模改修が進められて、トイレの洋式化とリニューアル化、そして校舎、図書室等々、子供たちの生活の場が大変快適になってきて喜ばしいことだと思っておりますけれども、給食室の老朽化対策ということでは取り残されてしまっているというふうに思うわけですね。大規模改修から外れるその理由、そして今後の対応策について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食室の老朽化対策ということでお答えをいたします。

給食室の老朽化対策として大規模改修から外れる理由と対応策ということですが、老朽化が進みまして、大規模改修が必要な施設というのがあるということは事実でございます。しか

しながら、児童・生徒が直接使用する校舎の耐震工事や体育館の工事等を優先してきたことから、どうしても給食施設の大規模改修にまでは手が回らなかったという状況でございました。したがって、これまでは大規模改修というよりは、調理器具の整備ですとか軽微な修繕等を行って、安全で安心な給食提供を心がけるということで実施をまいりました。今後は給食室の安全性を再度検証した上で、市全体の事業の中で優先順位づけを行い、給食室のドライ化とあわせて自校炊飯施設の整備も進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 児童が直接いる場所を優先したということなんですけれども、給食室についても子供たちの口に入る食の安全ということから考えますと大変重要な場所でありますので、今後ぜひ優先順位も含めて検討していただきたいと思います。

次に、レシピの公開と効果ということなんですけれども、この冊子は、「宝塚市で子供の元気育てる宝塚の学校給食」という給食のレシピ本なんです。ことしの5月に発行されたものなんですけれども、かなりの売れ行きだそうです。給食ができるまでの過程、そして子供たちの人気メニューの献立、それから学校給食の歴史など、宝塚市の歴史など、カラフルな本となっているわけなんです。牛久のメニューもこれに劣らず素晴らしいと思うのですが、牛久ではレシピの公開とか、その辺をどのようにしているのか、またその効果などについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ホームページでレシピの公開、そしてその効果はということでお答えをいたします。

各校では献立表とともに学校給食の人気メニューを、ちょっと確実な年度は言えないんですが、多分平成17年度ぐらいからホームページで紹介をいたしております。さらに、昨年度よりLINEですとかフェイスブックといったSNSを通して配信を始めたというところがございます。

現在、スーパーに行くと調理された惣菜が多数販売をされております。自宅で手をかけて調理されたおかずを食べる機会というのがとても少なくなっている状況もかいま見えることから、簡単につくれるレシピを公開し、休日等を利用して各家庭で調理し、食卓を家族で囲んでいただけの機会としてほしいと考えているところでございます。実際にこのレシピを活用して家族でつくって食べたという声も寄せられております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） レシピの紹介をLINEで始めたということで、確かに若いお母

さんたちは専らLINEでしょうから、そのほうが手っ取り早く目にとまるのかもしれませんが。それはそれでやはりホームページでの公開ということで、ほかのところも調べてみたんですけども、所沢市などではおすすめレシピと一緒に給食の歴史年表というものを紹介していて、給食というものについて大変PRする意味でもそういう役割があるのかなというふうに思いました。

牛久のホームページでも写真がたくさん掲載されているんですけども、ちょっとレシピの紹介というのが余りまとまって見られなかったように思うんです。検索の仕方が悪かったのかもしれませんが、学校給食のブースというものはあるので、加えて牛久の現状とか、牛久の学校給食の歴史とか、そしてレシピの紹介等々さらに充実して欲しいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいま議員から御紹介いただきましたように、学校のホームページで確かに写真等はいっぱい載せているんですが、レシピは給食だよりのところにちょっと出ているぐらいでちょっと見つけづらいような、そんな状況でありまして、今議員からいろいろと御意見を頂戴した点につきまして、参考にさせていただいてぜひ改善を図ってきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、学校給食の試食会についてです。

さまざまな形で取り組まれていると思いますが、現状どのように取り組んでいるのかお尋ねをします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 学校給食の試食会についてお答えをいたします。

各校で開催回数は異なりますが、多い学校では年間5回ほど試食会を開催しておりまして、その開催方法といたしましては、児童・生徒に提供している学校給食を修学旅行等で児童・生徒の給食提供数が少なくなるときを利用いたしまして家庭教育学級や保幼小連携事業などで保護者を対象に実施をしております。

日ごろ、児童・生徒が食べている給食を味わっていただき、配膳量、味などの御意見を伺い、今後の献立の参考にするとともに、栄養教諭及び栄養士から食の重要性や減塩の方法などを説明させていただき、家庭の食事にも活用していただきたいと考えているところでございます。

試食会中、他県や他の市町村の給食と違っておいしい、懐かしいなどといった声もいただき、各校の栄養士のスキルアップ、モチベーションのアップにもつながっているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 試食会を開催しているということなんですけれども、その効果についてもう少し具体的にお聞きしたいのですが、家庭で食事をつくりにくい環境にある保護者、そういう方たちが参加してくればさらに効果があると思われるわけなんですけれども、なかなか逆にそういう方たちは参加しづらいのかなと、そういう現状もあるのかなと思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再度の御質問にお答えをいたします。

試食会につきましては、先ほど答弁をしたほか、栄養教諭や栄養士から地産地消の市の取り組みや栄養バランスを考えた献立作成などの講話、試食をすることで子供が食べている給食の味つけや量を体験することができたことから、保護者の皆様からは家庭での給食に関する話題がふえ、子供と楽しい会話ができていたといったような声が聞かれておまして、各校のホームページで上げられる「きょうの給食」にも関心を持ち、見る事が多くなったなどという効果につながっております。

また、家庭で食事をつくりにくい環境にある保護者の参加という点でございますが、議員の御指摘のとおり、試食会等も含めまして家庭教育学級活動の弱点とでもいいでしょうか、そのような保護者ほど参加率が低い傾向がございます、非常に対応に苦慮しているという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、夏休み中の給食の提供についてです。

突拍子もないことを言い出すのではないかとと思われるかもしれないんですけれども、夏休み中に食べるものがなくて痩せて、その秋に登校するという話を聞いたときに、子供の貧困問題からネグレクト対策、秋から多くなるという不登校対策ですね。そういうことにも効果があるのではないかと考えたわけなんですけれども、夏休み中に給食を提供するという、全校でなんていうことは大変難しい話になることは重々承知しておまして、ただ保育園に併設している学校は、夏休み中であっても給食の提供システムは動いているわけですね。奥野小、牛久小、向台小、ふれあい保育園の関係で給食の提供をしているわけなんですけれども、そういうところでは夏休みの提供ということも可能性があるのではないかなと思うわけなんです、その点について、また他の自治体でこのような事例はあるのかということについても伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 夏休み中の給食の提供ということでお答えをいたします。

夏休み中、家庭の事情により十分な食事ができない児童・生徒の対策として、給食室が整備されている学校で給食を提供すること自体は、物理的には可能であると考えます。

一方で、夏休みに子供たちへ給食を提供するためには、クリアすべきさまざまな課題が見えてまいります。例えば、給食提供対象を誰がどのような方法で把握するのか、また実施した場合に、学校への登下校はどのように行うのか、その際の交通安全対策はどうするのか、また、給食の配膳や片づけの指導は誰がどのように行うのか、さらには食物アレルギー問題への対応はどうするのか、事故等が発生した場合の責任の所在はどうかなど、さまざまな課題の解決が必要になるということは明らかであります。

御指摘の保育園児は、保護者の送迎により登園をしており、配膳やアレルギー対応は保育園の栄養士等職員が対応しております。夏休み期間中は、多くの教職員が研修等で学校を不在にするケースが多く、学校活動中と同様の対応は不可能と言わざるを得ない部分がございます。これらの諸課題の解決が図れない状況での夏休中の給食提供というのは大変難しいと言わざるを得ないというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 夏休みに一日だけでもたくさん食べられる日を提供できたらいいんじゃないかという思いで質問をいたしました。物理的には可能であるけれども、さまざまな課題解決しなければ実現できないということで、今回初めての問題提起でありますので、ぜひ研究検討をお願いしたいと思います。

次に、給食費の無料化について、公費負担の考え方等について伺います。

憲法26条により、義務教育はこれを無償とするとうたわれていますが、現実に無料なのは授業料と教科書に限られています。文科省の子供の学習費調査、これは2016年度ですけれども、それによりますと、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費等々で公立小学校で年約10万円、公立中学校で約18万円となっていますが、これは全国平均ですが、牛久ではどうでしょうか。加えて、学校給食費は幾らになっているのか、小・中学校月額幾ら保護者負担となっているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食費の無料化についての数点の御質問にお答えをいたします。

まず、子供の学習費調査でございますが、牛久市では当該調査を独自に実施していないため、どの程度の額になるかという点については、申しわけございません。把握はしておりません。

次に、牛久市の学校給食費でございますが、月額で幼稚園児が週4回提供で3,460円、小・中学校は週5回の提供で小学校が4,320円、中学校が4,690円をいただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） なぜ学習費を尋ねたかといいますと、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円、これは全国平均でかかっているということですね。そのほかに給食費が月で小学校で4,320円、中学校で4,690円かかっている。年間で小・中それぞれ給食費として約5万円を超える額を負担しているわけです。

学習費と合わせると、小学校で15万円以上、中学校で約24万円となるわけですね。さらに入学時には多額の負担があるということで、お母さんたちに聞いてみましたが、小学校で10万円から20万円かかると、中学校で15万円から25万円かかると言われておりました。さらに中学校は夏服にプラス5万円、部活の夏用のユニフォームが2万円と聞きまして、これが憲法26条による義務教育は無償だという現実の内容かと驚きました。これだけ子供の格差、つまり親の格差が広がっているのですから、学校給食ということで今回質問しておりますけれども、何よりも優先すべきは食べることの保障ではないかと考えるわけです。

子供たちの現実をよく見て、発想の転換を図るときではないかと思います。給食費の無料化について、公費負担の考え方、再度伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再度の御質問にお答えをいたします。

給食費の無料化ということで、確かに議員御指摘のとおり、親の所得格差というのは本当に顕著になってきていると、その大きな要因の一つとしてやはり母子家庭がふえていること、私も立場上、就学援助の審査全て申請をチェックさせていただいていますが、その大半がやはり母子家庭ということで、収入もほとんどないような御家庭からお子様が大きくなった母子家庭では比較的正職員として相応の所得を得ている方もいらっしゃいますが、そういった中でもやはり就学援助の申請をしていただくと、その範囲に入ってきて、就学援助を受けられる方がいるというのが現状でございます。

そういった中で、給食費の無償化ということでございますが、ただいま申しあげました就学援助のほうで小・中学校に対しましては所得が少ないという御家庭に関しましては、しっかりと就学援助のほうで給食費のほうの支援をさせていただいているということでございますので、現時点におきましての公費負担の考え方について変えるというようなことは考えてはいないという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 平成28年の3月議会の同僚議員へのこの問題での答弁の中では食材費は保護者負担という答弁だったと記憶しております。

しかし、学校給食法では、負担割合しか明記されていないのではないかと思います。現状

では食材費は保護者負担としているわけですが、保護者負担をゼロにすることも法に反しているわけではないと思うんですが、保護者負担でなければならないという法的な根拠はないと考えますがどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 学校給食費の保護者の法的根拠ということでお答えをさせていただきます。

今、お話にありました学校給食法の中に給食施設の整備費及び運営費については行政の負担とすると、一方で食材費については保護者の負担とするというようなことが明記をされているということがございます。ただし、御指摘のとおり、実は平成29年、昨年ですが、9月28日付の文部事務次官通達におきまして、この学校給食法の趣旨といたしまして、「地方公共団体等の施設設置者が給食費の一部負担の補助を禁止する意図はない」というような文部次官通達があったということで、当該通達が施設設置者が給食費の補助をしなければならないと解するものではないことから学校給食事業全体のバランスの中で、牛久市といたしましては条文に従い食材費に係る分のみを保護者の皆様に御負担をいただいているというのが現状でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 平成29年、去年の9月ですか。通達があったということですが、やはり国もいろいろ考えざるを得なくなっているということがわかります。これまでは保護者負担だということだけで言い切っていたものが、その中でただいまの答弁についてよく吟味する必要があると私は思ったわけなんですけれども、文科省の通達では「給食費の一部負担の補助を禁止する意図はない」というふうに言っているわけですね。市が学校給食の補助をしてはいけないとは言っていないと言っていない。ややこしくて、とてもややこしくて理解に苦しむんですけれども、解釈というのはそういうことになると大変なことになるなと思うんですが、ここが大変重要だと私は思うわけなんです。今の答弁を聞いていると、市は補助をしなければならないと解するものではないと。要するに市は補助をしたくないからそう解釈するというふうには私は思ったんですけれども、それぞれ解釈する立場が変わってしまうということが問題だと思うんですが、市がやりたくないという気持ちを持っていることは財政面も含めてこれで十分わかるわけですが、平たく言えば、文科省は補助をしてもいいよと、禁止はしていませんよと通達を出したわけですね。これが現時点ではないかと思うんですけれども、本来なら国や県が率先してやればいい話なんですけれども、わざわざ国は通達を出して補助ができるというふうに言ってきたわけですね。そうせざるを得ない現実が差し迫っているということになると思われませんが、私どもは補助ができると解釈できるんですがどうですか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

現実的に市といたしましては、先ほども申し上げましたように、学校給食の施設整備に関する費用、そして運営に関する費用、こちらは公費負担をしているということで、保護者の皆様にはその食材費部分のみを御負担いただいているということでございますので、負担をしていないわけではもちろんないわけでありまして、ただ、議員もおっしゃっていただいたように、やはり先立つものといえますか、相当の費用がかかる事業でございますので、市の全体のバランスの中で考えるべき問題ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） こだわってちょっといろいろ質問していきたいと思うんですが、学校の働き方改革との関係で、学校給食費の公会計化の推進が全国的に注目をされているところですけども、まだ全国で30%だそうですね。先ほど関連する答弁もありましたけれども、公会計は徴収の強化につながる面もあると思われるわけなんですけど、一方で自治体として給食費を決めることができるという関係があるのではないかと思います。つまり、ほかがどうであっても牛久市として補助を入れて給食費を下げることもできるということではないかと思えます。やる気があるかどうかは別として、公会計実施によって給食費無償化への第一歩とも言えると指摘をしている方もいらっしゃいます。公会計である牛久市は、給食費無償化がやりやすい一面を持っているのではないかと考えますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公会計による給食費無償化が牛久市は可能ではないのかということでございます。

牛久市では、近隣市町村よりいち早く公会計化を行いまして、教職員の事務の軽減を図っておりますが、給食事業経費といたしましては、年間約7億9,000万円という費用がかかっております。このうち保護者負担以外の施設修繕や調理機器の購入、そして業務委託の費用など率にして51.4%、金額にいたしますと4億591万円を公費負担をしている状況でございます。給食費の完全無償化ということになりますと、先ほどの総額約7億9,000万円から4億600万円を差し引くと、年間で約4億円近い一般財源が新たに必要になるということになるわけです。この4億円近い一般財源ということになりますと、市全体の年間予算に与える影響というのは、はかり知れないというものがありまして、現時点ではこれ以上の公費負担を増額するという事になった場合には市民全体での合意形成を図るといった行動も必要になるのではないかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久市では公会計にしたことでいろいろ数字的に見えやすくなった面があるのではないかと思います。数字が出やすくなったと思いますね。全額無償化にすれば約4億円が必要になるということです。そんなお金をどこから出すのかという、とんでもないというような声も聞こえてくるような気がしますけれども、まさに市民の合意形成も必要かと思えます。しかし、公会計化にしたことで市が給食費を決めることができるということはあると思えます。学校給食の無料化についてはいずれにしても国も放っておけない問題と捉えつつある状況があるということ、補助をすることは禁止しないと通達を出したことなどによって、全国の自治体では刻々と実施に移ってきていることをよく見る必要があると思えます。茨城県ではまだ大子町しか実施されていませんけれども、群馬県などでは渋川市、安中市、そのほか2016年あたりから町村での実施が相次いで、高崎、前橋、富岡市など市長選挙があるたびに学校給食の無料化が保守陣営も掲げるトレンドになってきているそうであります。山形県、福島県等では約37%の自治体が無料、半額無料、一部補助などに踏み切っております。文科省が年度内に学校給食無償化の全国調査の結果を発表する予定とのこと。こうした動きが一部ではありますでしたがわかりました。また、地方議会の動きとしては、2017年1月から2018年3月までに27の地方議会から学校給食費の無料化、助成、国の財政支援を求める意見書が出されています。水戸市議会でも学校給食費完全無償化に向けた実態調査の速やかな実施と制度構築を求める意見書が提出されました。今後、牛久市議会でも検討してく課題と考えていますが、執行部におかれましてもこのような動きをぜひ敏感に捉えていただきたいと思えます。

次に、就学援助で実際困っている人の給食費、カバーできているというようなお話でしたけれども、現在生活保護の捕捉率といいますか、生活保護を利用できる人のうちの現に利用している人の割合というのは2割程度と言われているわけですね。生活保護を利用できる人のうちの8割は、貧困でありながら生活保護を受けていないわけです。準要保護であっても、さらに漏れている貧困世帯も当然あると考えられます。就学援助制度では全国で149万人が利用して、その援助率というのは15.43%ということで、茨城は何と7%台になっているわけですから、牛久の援助率というのは何%なのか、準要保護世帯、生活保護基準額の何倍かという点について確認をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

牛久市での就学援助受給者率でございますが、平成29年度では6.3%となっておりますが、学区によりましては12.8%という非常に高い率の学区もあるというのが現状でございます。また、牛久市の就学援助の基準額は、これまでも答弁をさせていただいておりますが、

生活保護費の1.15倍でございます。現在、給食費の就学援助制度による平成29年度の実績では409人分、金額にして1,878万円をこの就学援助で負担をいたしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 就学援助制度があるからカバーできているということなんですけれども、実際には要保護、準要保護を受けていない人が払えなくなっているのではないかとこのように思いますけれども、その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 先ほど答弁を申し上げましたが、まず、滞納額がこれまでで累計で4万三千幾らという金額でございます。に対しまして、年間の保護者に御負担していただく食材費が4億600万ぐらいあるということから考えますと、一応就学援助制度がうまく機能して、結果的に滞納額が少額でとどまっているということではないのかということ考えているというような次第です。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ここで市長にお伺いしたいと思うんですけれども、よく給食の無料化というのはばらまき政策だと、そういう意見もあるわけなんですけれども、それは承知しているんですが、しかし、給食の無料化の費用、これは子供を選別することなく全ての子供の食のセーフティーネットを確保するための費用と思うわけなんです、社会全体でその費用を負担すべきであるとの見解もあるわけで、学校給食無償制度、この正当性は明確であると考えられるわけですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も給食費は無償化であればいいなと思います。ただ、やはり先ほど部長が答弁しました年間4億、ちょっと非常に、それでなくてもことは非常にございまして、まだ小学校でも、学校教育でもまたいろんなそろえたいことも山のようにございます。でも、やはり食育は非常に大切だと思います。また、食育に限らず健康、牛久市では単独に高校の無償化、それから子供のおたふく風邪の接種、さまざま独自のものをやっております。こういうこと全て国、県がやってくればもう少し給食費に対する負担も少なくできるのかなと、最終的にどうなんでしょう。学校給食、いろんな地域の特色があってもいいと思うんですね。ですから、特色つくるのには各個人の、仮に子供たちが500円としますと、いやうちは600円もしてやっているんだよと、いやうちは400円でもできるんだという地域があるそうです。ですから、一律に無償化というのはまた非常にいろいろハードルございますから、ある程度の差額というもの、特色、食育と考えた場合は多少のばらつきが出る、そこで全部国から無償化

というのはいろいろクリアする部分があるのかなと思っておりますけれども、やはり給食費の無償化に向けた負担の軽減というのは、これは私たちのこれからの課題なのかなと思います。ばらまきという考えはございますけれども、それはその人の感覚といいましょうか、そう言われた人の感覚といいましょうか、非常に複雑な思いで私もいろいろ聞いております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 全国でいろいろ実施に踏み切っている自治体の様子を見てみますと、全額無料にしているところもちろんあるんですけども、一部補助という形でやっているところも出てきておりますので、その辺は徐々にやっていくというやり方もあると思います。

昨今の首長選挙で、給食の無料化を公約として掲げる候補者も革新・保守を問わず珍しくなくなっていると聞いております。とりあえず一部無料化でもいいかと思いますが、次期市長選で公約として掲げる御意志はありますか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在は、きょうの一般質問でございますけれども、そういうものをしゃべってしまうとまた来年の話が尾ひれがついているんな話になってしまいますので、とにかく私は基本的には受益者負担、そういうものあっても、公費の負担、それから受益者の負担もそれは割合、実はどうなるかわかりませんが、なるべく保護者の方に少なくというのはあると思います。ただ、その公約とか、そういうのはちょっとこの場で答えることはちょっと私は現時点では差し控えたいと思います。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） わかりました。では、心に秘めておいていただきたいと思います。

次に、教育長にお尋ねしたいと思うんですけども、貧困問題のときに、学校をプラットフォームに子供の貧困対策を行っていくと以前の答弁でおっしゃったように記憶をしていますが、これまでの議論をお聞きになって教育長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校をプラットフォームにということで、実はこの4月から希望の広場にスクールソーシャルワーカーを1人、週3日配置しました。学校で不登校で家に行っても会えない、なかなか会わせてもらえないということもありまして、スクールソーシャルワーカーとかかわりながら今8件の子供たちにかかわっています。例えば具体的にいいますと、不登校なんですけど、不適切な家庭環境と母の無理解による不登校とかとあります。例えば、この家庭は自宅はごみ屋敷の疑い、子供からは異臭がする、整理整頓が悪く着る服も見つからない、子供の足に傷があるけれども治療もできない、自宅は兄の友人のたまり場になっているということで、母親がひとり母親で、母親は朝の4時から働きに行っているということがある

って、学校からスクールソーシャルワーカーに依頼があって学校と一緒にかかわっている状況です。そういう中で、この子供を支援するには母親への支援が必要であると、そしてお母さんと面談にやっとこぎつけた結果、お母さんには既に十分な努力をしているんだよとお母さんの努力に理解を示した上で、学校とスクールソーシャルワーカーはお母さんの味方だよと伝えるようにずっとしてきた結果、お母さんはこの子供に愛情を持って接していると、転校前にいじめに遭っていたので、それを心配して学校に行きたくなければ行かなくてもいいんだよと思っていたと、掃除や整理整頓が十分になされていない自宅の環境は、子供たちの養育には適切とは言えず、継続的な支援が必要であることがわかったと、この子供は日常的に下着のみで生活しており、この子供は制服や体操服を身につけることができず登校できない状況があったと、自宅の異臭の原因は飼ひ猫の糞尿の臭いであったと、学校とスクールソーシャルワーカーは、継続的に登校支援を求めてきたと、子供も学校からの登校支援や登校刺激は自分はまだ見捨てられていないと肯定的に捉えていると、経済的な貧困だけでなく、ワーキングプアによる母の時間の貧困と文化的な知識や経験の貧困が認められると、本児童は基本的な生活習慣が身についておらず、兄弟も不登校であると、本児童の行動からは自己肯定感の低さが非常に見られると、母や子供たちの自尊心を傷つけず自己肯定感を高めていけるよう留意しながら継続的な支援をし、そして子ども家庭課につないでいったという事例がありますように、こうした一人一人の子供をスクールソーシャルワーカーと学校がかかわりながら丁寧に家庭に入って行って、子ども家庭課につないでいたり、こういうことをしながら就学援助等につないでいながら一人一人を助けていけばどうなのかなと、こういうことが学校をプラットフォームにということの一つかなと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 先日報道されておりました5歳の子供が「パパ、ママ、ゆるして」という、もう本当に何とも言いようのない状況があるという、そういう子供がいるということは本当にショッキングで疑いましたけれども、ただいまの教育長の話の中でも、牛久でも本当にそういう事例がたくさんあるということでは本当に子供の貧困対策、学校給食費の問題だけではなくて、本当に全体的に取り組んでいかなければならない状況にあるということを確認いたしました。

今、さまざまな角度から学校給食について質問をしてきたわけですがけれども、子供の医療費制度ですね、これは今では全ての都道府県で実施されて、対象年齢も広がって、自己負担も減るなど、制度が拡大をしてきております。これからは子供の貧困対策としても、少子化対策としても全ての子供たちの健やかな成長のためにも学校給食の無料化を進めていくべきだと私は思っております。医療費については子供の命にかかわることだからと多くの方が助成制度に賛

成されましたが、給食についても栄養バランスのよい食事をとることが命と健康に直接結びつき、育ち盛りの子供たちにとってとても重要であるということは誰も否定できないことであります。医療制度と同じように、国が制度化を検討すれば自治体の負担はなくなり、解決できると私も考えております。やがて学校給食についても間もなく大きな変化が起こるのではないかと考えます。まだまだ市民の合意が形成されていない段階ということも承知しております。そうであるからこそ一つの差し迫った問題提起として受けとめていただきたいと切に思います。

次に、大きな2点目のあんしん電話についてです。

緊急通報システムの現状と課題についてですが、家族形態の変化、社会的孤立化による問題です。孤独死や高齢者を狙う犯罪の急増と認知症の発生増加等々による高齢社会の現状を鑑み、いかに安心して暮らすことができるシステムを構築していくかは大きな課題です。現在、稲敷広域事務組合で実施されている緊急通報システムの現状と課題についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 緊急通報システムの現状と課題についてお答えいたします。

緊急通報システム事業は、平成6年3月31日から始まり、昨年度の緊急通報装置の新規設置台数は12台、撤去台数は25台で、今年度5月末の設置台数は112台となっております。

この事業の対象者は、本市に居住し、かつ年齢はおおむね65歳以上で、ひとり暮らし高齢者、昼間のひとり暮らし高齢者、病弱な高齢者のみで構成する世帯、ひとり暮らしの重度身体障害者を対象としております。

機器本体は製品のため、電話回線はN T Tのアナログ回線か光回線のみが対象となります。

手続方法は、市高齢福祉課窓口指定の申請書を提出していただき、その後、実態把握調査を行い貸与の可否を決定いたします。決定の際には持病を持っている方、体調が急変するリスクのある方を優先させていただいております。

機器の設置工事には地区担当の民生委員にも立ち会いをお願いしているため、地域の見守り体制づくりにも役立っております。

機器本体の代金は税抜きで5万6,780円、設置工事代は税抜きで1万2,800円ですが、機器の貸与事業であるため設置費用はいずれも市が負担しており、利用者の負担はありません。

また、2年に一度、職員が対象者宅を訪問して電池交換と機器の点検作業も行っております。対象者の状態や自宅内環境の確認、協力者や親族情報の再確認も行い、在宅のひとり暮らし高齢者の安心につながっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 緊急通報システム事業が始まったのは平成6年ということで、2

4年が経過しているわけですね。昨年で新規設置が12台、撤去台数が25台ということでしたけれども、その撤去台数25台の中身について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 昨年度の撤去件数の25台のうち、利用者の施設入所によるものが17台、死亡が4台、転出が3台、認知症の悪化により取り扱い困難となったケースが1台となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、その機器のことについてなんですが、今の時代に合っているのかどうかということなんですけれども、今答弁の中でNTTの製品で電話回線がNTTのアナログ回線か光回線のみが対象ということなんですけれども、これはジェイコムとかに入っていた場合には設置できないことになるのではないかと思います、相談があって、仮にそういう該当者であっても設置できない人という例があるのかどうかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

こちらはNTTのアナログ回線または光回線以外の利用者が設置を希望される場合には、回線をNTT回線に変更していただくか、NTT回線を追加配線していただく必要があります。こちらの配線工事は自己負担になりますので、御本人へ連絡し意向を確認して、回線を新たに用意された方と、またお金をかけてまで設置を希望しないという申請者から辞退があったケースもあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） かなり古い機器なので、いろいろふぐあいが出てきているのではないかなと思うんですけれども、稲敷広域事務組合7市町村で構成されて実施されているわけなんですけれども、各市長さんからもシステムについての改修の要望とか、そういう意見は出ていないのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

こちらについては年に一度、稲敷広域地域の市町村と稲敷広域消防本部、NTT東日本職員で緊急通報システム担当者会議を実施しております。その際は、これまでは特に稲敷広域地域の市町村からシステムについての要望は出ておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 対象者については65歳以上となりますと、何もなければ2万3、

322人、ひとり暮らしの高齢者2,188人が設置の対象になってしまうわけですが、ただいま答弁の中で虚弱な方とか緊急を要する可能性がある方とかいろいろあって狭まって、牛久では112台の設置件数ということになっているわけなんですけれども、これで十分足りているというふうに認識をされているのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成29年度の緊急通報システム利用者による緊急要請件数は33件となっております。この設置件数につきましては、十分満たされていると判断することは難しいと考えておりますが、市としましては今後も緊急通報システムの周知を図るとともに、この申請につきましては順次受け付けをさせていただきまして、必要な方には設置できるように準備をしたいと考えております。

また、携帯電話等が今普及している状況で、固定電話に依存する緊急通報システムではなく、自宅内外で119番通報できる携帯電話で対応されている方もふえてきているという認識ではあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 他市町村がどのようにこういうシステムを構築しているのかということもあるわけなんですけれども、松戸市の安心電話とか、世田谷の高齢者安心コール等々聞いているわけなんです、調査結果についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 千葉県松戸市におきましては、松戸市と民間警備会社の間で契約を交わし、24時間365日体制で通報を受け、通報ボタンを押すとガードマンが駆けつけ、必要に応じて救急車等の手配を行います。また、相談ボタンを押すと警備会社が契約している看護師等に健康上の相談ができるシステムとなっております。

機器設置と撤去代金はそれぞれ864円、オペレーター代として毎月1,300円の経費を市が負担しています。平成29年度の新規設置台数は194台で、平成29年度末までの設置台数は1,440台とのことでした。

牛久市におきましては、通信指令機関が設置されております稲敷広域消防本部とNTTの契約をもとに緊急通報システム事業を実施しており、救急要請の通報のみとなります。

なお、相談につきましては、松戸市と同様、24時間365日体制で高齢者あんしん電話を実施しており、高齢者の健康や介護などのさまざまな相談を受け付けております。

高齢者あんしん電話は、牛久市地域包括支援センターと在宅介護支援センターがある特別養護老人ホームの博慈園が実施し、平日の昼間は地域包括支援センターが行い、休日・夜間は地域包括支援センターと博慈園が当番制で対応しております。

平成29年度の受付件数は210件で、相談の内容といたしましては、自分や家族の健康、介護に対する不安や近隣住民に関することが多い状況でした。

高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も緊急通報システム事業とあんしん電話の周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久市においても緊急通報システムのほかに高齢者あんしん電話、24時間365日体制で行っているということで、地域包括支援センターと博慈園の協力のもとで実施されているということなんです、これを結構知らない高齢者も多いと思うんですけども、周知はどのようにされているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 高齢者あんしん電話につきましては、牛久市の介護保険パンフレットや認知症ケアパス、地域包括支援センターのパンフレットやポスター、さらに牛久市ホームページと毎月全戸回覧しております支援センターだよりにて御案内をしているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 博慈園の協力のもとにこの高齢者あんしん電話を行っているということなんですけれども、夜間とか休日とかということでございましたが、夜間の場合などは特別に博慈園のほうで対応する人がいらっしゃるのか、それとも、夜勤者とか休日の勤務者が対応するということになっているのか、その点についてわかりましたら伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

休日と夜間につきましては、専用の携帯電話を交代で博慈園と包括支援センターで持っておりまして、博慈園におきましては専門の職員が対応していただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 先進事例として松戸市の事例をお聞きしたわけなんですけれども、民間警備会社との契約で機器を設置した地域見守りシステムで、私も調べてみましたら、決められた日時に定期的、自動的に電話がかかってくるシステムであるということが牛久市の高齢者あんしん電話と違うところかと思えます。

松戸の地域見守りシステムの広報紙には、孤独ではない、誰かに見守られているという安心感を提供しますとあります。地域ごとのシステムのように、牛久で言えば、例えばその地区社協単位でこうしたシステムが構築されているというように感じました。定期的にかかってくる電話に対してプッシュホンで1は問題なし、2は相談あり、3は訪問希望となっていて、希望

するボタンを押します。相談あり、または相談希望の方には別途直接電話連絡をとる、これは訪問をしたほうがよいと判断した場合には、家族に連絡をしたほうがよい場合、また民間施設、地域包括支援センター、地域の支援相談員、民生委員等の方が訪問をする。これが松戸市のあんしん電話システムですが、利用者の方に日常生活の不安感を少しでも減らして安心して暮らしていただくための一つの手段であり、お互いに気兼ねなく利用できる地域見守りシステムとしてのあんしん電話となっているようです。

次に、高齢者が安心して生活できるためのシステム改修の方向性、考え方について。

牛久市では緊急通報システムと地域包括支援センター等で行っている高齢者あんしん電話二本立てで、一応24時間365日体制の見守りができているということですが、緊急通報システムについては、稲広とも連携して今のシステムでよいのかどうか、一度検討されてはどうか。検討して当面このままでいくとか、計画を立てて見直しを図っていくとか、そういうことも出てくるかと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久市で実施している緊急通報システム事業につきましては、通信指令室の設置されている稲敷広域消防本部を中心に広域市町村圏で統一された方法で実施しております。

市では、急病・事故等の緊急時にはボタン一つで救急車を要請できる現在の通報手段が最も有効と考えております。このため、今後も広域市町村と足並みをそろえながら事業を進めたいと考えております。

先進事例につきましても随時調査研究して進めてまいります。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 高齢者が安心して暮らせるシステムとして緊急通報システム、あんしん電話を取り入れましたけれども、市民からすれば、市役所の窓口であったり、警察であったり、また消防署であったり、そのほか地域の人々等々さまざまなところで相談対応できるツールが豊富であればあるほど安心した生活につながるものと思います。今後のさらなる前進を願って質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で15番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時25分休憩

午後2時40分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

いつもは一番最後になるんですが、今回は諸般の事情により3日目となりました。

まず、最初は、鎌倉権五郎景政についてであります。

皆さん方はいろいろ介護だとか教育の問題を取り上げている中に、なぜ鎌倉権五郎だと思われる方もおられるかもわかりませんが、私たちはこれまで、市史編纂の問題、そして歴史を大切に未来につないでいくという考え方から歴史問題について取り組んでまいりました。

3月議会終了後、鎌倉権五郎景政のよろいかぶとを所有されているお宅に訪問をいたしました。2領のよろいかぶとが大切に保管されており、大変古いものであり、200年以上は経過しているのではないかと思います。その家に生まれ育った方が、鎌倉権五郎景政公のことを調べ記されております。そのお宅の方がその記されたものを保管をされております。この内容が全て正しいとは思いませんが、資料の一つにでもなるというふうに思うわけであります。それによりますと、源義家の命に従い、奥州に鎌倉権五郎景政は出兵をしました。これは奥州後三年記、1883年に記されているわけですが、それによりますと、「相模の国の住人、鎌倉の権五郎景政という者あり、先祖より聞こえ高きつわものなり、年わずかに16歳にして大軍の前にありて、命を捨て戦う間に征矢にて右の目を射させつ。首を射つらぬきて、かぶとの鉢付の板に射つられぬ。矢を折りかけて當の矢を射て敵を射とりつ。さてのち退き帰りて、かぶとを脱ぎて、景政手負いたりとのけさまにふしぬ」というふうにこの奥州後三年記には書かれております。

これによりますと、奥州の戦にて片目を射られたというふうに記されておりますが、実際は奥州に向かう前の途中に鎌倉街道の島田で鳥海弥三郎によって右目を射られたということになっております。果敢に戦いこれを討ち果たす、ちなみに当時の鎌倉街道は3つあったそうであります。上総、千葉から遠山、柏田、岡見、小坂、正直、島田への道、これが今の鎌倉街道と言われているところではないかと思うんですが、もう一つが上総、千葉から龍ヶ崎の貝原塚、泉を通過して島田へ抜ける街道があったと言われております。

景政は家来の三浦平太郎為次に矢を抜いてもらい、この深手ではとても奥州には行けないと諭され、鎌倉へ帰還し、捲土重来を図ることを誓って一人景政はこの桂の地域に残ったそうあります。

1軒の農家に一夜の宿をお願いしたが断られました。向かい側にあった念仏寺聖伝院、今はこのお寺はないんですが、そこに行くように促されたそうあります、そこに向かう途中桂

川に転落し命を落としたとされております。

このような中で、調べた中にはたくさんあるわけですが、桂ではいろいろな災いが起こり、景正公の怨念ではないかと、秋には収穫されたお米をすり団子をつくり、そしてあんを添えて近所、親戚に配ったそうであります。また、それを金剛院にも納め、近隣の農家の人たちがお参りに来たそうであります。これが桂の団子念仏の始まりではないかと言われているのではないかと思います。

桂の団子念仏は、毎年9月18日に行われるそうであります。また、景政の命日も同じ9月18日と言われております。鎌倉権五郎景政の太刀、当然かぶとと一緒にあったようではありますが、この聖伝院に鍵をかけて保存されていたそうではありますが、いつの間にかなくなり、これは明治のころだったそうですが、なくなり、そしてめぐりめぐって古賀の博物館で国宝となって保管されているとも言われております。

また、景政に討たれた鳥海弥三郎は、奥州の人ではなく、実際は正直に住む豪族で、正直にある鳥海山には今でも鳥海権現、鳥海姫権現があるとのことでありました。現在は道もなく地元の人でもなかなかわからないという話であります。

そのような中で今から約50年ほど前、源頼朝の家来であった梶原景時、これは鎌倉権五郎景政の姻戚関係に当たる人ですが、これの末裔の御夫婦が全国の鎌倉権五郎伝説がある7カ所を回ってきて、最後にこの牛久市の桂に来たそうであります。これは鎌倉権五郎景政の終えんの地を調べたいということだったそうであります。桂に来て、残っている伝説やお墓、それ等を見た結果、この桂の地が、鎌倉権五郎終えんの地はここに間違いないというふうに言われたそうであります。そして、金剛院へ永代供養料を納め、供養してもらったと言われております。この鎌倉権五郎の逸話を含め、そしてまた教育委員会では、このよろいかぶと2領を見たというふうに思いますが、結果、どのように考え、調査していくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 鎌倉権五郎景政につきましては、平安後期に現在の岩手県などを舞台に繰り広げた後三年合戦に鎮守府将軍である源義家に従い出陣した若武者でございました。当時16歳であったと言われます。平成時代末期から南北朝時代に成立した「奥州後三年記」には、合戦に際し鎌倉景政が敵将に右目を射られながらも敵将を追撃し、帰陣した後、味方の武将が矢を抜いたという逸話を書かれております。同様の逸話が宮城県亘理町や福島県福島市、千葉県野田市など東北地方から関東地方に多く伝えられております。

また、歌舞伎の演目で歌舞伎十八番の一つである「暫」は鎌倉景政が主役であり、江戸時代には人気演目であったことから、これらの要因が重なり、各地に鎌倉景政に関する伝承が定着

したものと思われま

す。牛久に残る伝承も、鎌倉景政が後三年合戦の終結後、故郷鎌倉へ帰る途中、桂町付近を通過した際に鳥海弥三郎率いる敵の軍勢と戦い、右目を負傷しながらも敵勢を撃退したが、ほどなく桂川へ転落して亡くなったというものでございます。どのような経緯で桂周辺で鎌倉景政の伝承が定着したかはわかっておりませんが、地域の歴史をひもとくためにも桂町の旧家に伝わる甲冑など、調査研究も重要と考えております。

一方で、1,000年近くの間、景政伝説を大切に語り伝えてきた人々の、言うならば地域の伝説、またロマンとして、その宝を大切に保存していくことも行政の責務と考えております。

もしこの甲冑が、もしあれば国宝ものだという話を聞いております。私もこの議会の終わった後、この甲冑を見に行き、自分の目で見てどうい

うものか体験したいと思います。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ぜひ市長にも見ていただきたいというふうに思います。それと、先ほど質問の中で教育委員会でこの甲冑を見て、当然写真にもおさめてられているはずですから、その調査結果についてはどうだったのかお尋ねをいたします。

それと、今、年代を調べるものが非常に進んでおりまして、炭素14による年代調査、大体ずれても20年から30年、ですからこの鎌倉権五郎がいたところが今からいうと九百数十年前ですから、これの数十年ずれたとしても、その時代のものかどうかというものもこの炭素14による調査によってはっきりされるのではないかと思います。それとよろいかぶとは2領、2つありました。右側にあるほうが鎌倉権五郎のものだというふうに言われておりますが、それらも含めてこういった調査、当然まずしてもらいたいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

ことし3月に桂町に大切に保存されておりました景政のかぶとと言

い伝えられている甲冑を所蔵されていたお宅の特段の御配慮によりまして、見させていただく機会を得たところであります。

議員おっしゃるように、甲冑は2体ありまして、非常に古いものと感じたところであります。早速写真に撮りまして、それをつながりのある大学の先生のほうに送りました。非常に古いものということで回答を得たところでありますけれども、年代のほうは非常に古いということで、戦国あるいは江戸ぐらいのものかなというところで、写真ですので、はっきりと何年という結論は出されてお

お宅のほうでは、大切に日常のおうちの中の戸棚と申しますか、日常の生活の家の戸棚に大切に保存をされておりましたので、毎日お神酒を上げて手を合わせていたということで、大切に保存されていたというところでもあります。非常にそれを見ますと、数百年、1,000年近く保存されてきたもしかぶとであった場合には、非常に大切に保存されてきたというところで、これも詳細に市長の答弁にもありましたけれども、非常に何年のものというところで、その炭素14という形で詳細につかむのももちろん一つ方法ですけれども、はっきりした後、その伝説としての価値と申しますか、地域の伝承というところも非常に大切に伝えていかなければいけないかなというところ思ったところでもあります。

あとは、議員さんおっしゃる炭素14という調査ですけれども、多少予算もかかりますので、そのところは、あとは保存されているおうちの、民家で保存されているものですから、その意向も十分踏まえて調査のほうを当たっていきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この炭素14による年代の調査なんですけど、私が調べたところ、金額は1検体20万円程度だというふうにインターネットでは書かれていたんですが、ただちょっとほかの業者によると相談に応じるとかなんとかで金額は書いていないんですが、大体その程度でいくのではないかというふうに思います。これはぜひ桂の所有者の方にお話をして、そして明確な方向に、ただ保有している方はもう鎌倉権五郎のよろいかぶとだというふうに信じておりますから、それを覆すようなことがあっては申しわけないとは思いますが、でも古いものである以上、そしてまた牛久市の大切なものですから、それは十分お話をさせていただいて、年代の調査をして、もし全て鎌倉時代のものであれば国宝に近いものではないかというふうに思います。2領ありますから、その2領をぜひ調べていただきたいと。

それとあわせて……、あれは言っちゃいけないんだね。これは。（「まずいですね」の声あり）まずいんだね。はい。それとよろいかぶとについてはぜひ調査をしていただきたい。そしてまた、必要ならば市のほうに寄贈でもしてもらえればとは思いますが、というのは、年代が途絶えてしまうところに行ったかわからなくなってしまうようなこともあると思いますので、ぜひその辺のところは十分調べていただきたいと。それと先ほど言いました「奥州後三年記」、さらにはその当時の「吾妻鏡」とかという歴史書があるわけですが、それとはこのよろいかぶとのお宅で生まれ育った方が調べた内容が大分違うところがあるんですね。そういったものもぜひ調査をしていただきたいと、正直にシラハタというところがあるんですか、ちょっと私はわからないんですが、鎌倉街道の島田にシラハタというところがあって、そこを起点に関東武士が集まって、それで奥州に行って帰ってきたところに白い旗を立てたからシラハタ山というふうに言われているようではありますが、こういった逸話、そしてまた鳥海弥三郎の正直に住ん

でいたという豪族ですね。これは鳥海権現というのがあるそうですから、それらも含めてぜひ調べていただきたいと、それと先ほど言いました聖伝寺、これはよろいかぶとを所有しているところで聞いた話ですが、大体その辺にそのお宅で神社を持っていたそうなんです。ですから、そのことではないかというふうに思うんですが、そこに鎌倉権五郎の刀が所有されていたと、それが何らかの形でなくなり、流れ流れて古賀に行つて、これは古賀の博物館にありますから、国宝ということだそうですから、どのような刀なのか、そしてまた誰が所有していたものかなどというものもある程度わかるのではないかと思います。したがって、十分かぶとの年代もあわせて調査をし、貴重な牛久の歴史としていただきたいと思います。これについてはぜひお願いしたいと思います。

次に、公共交通の活性化について質問をします。

この問題は、これまで何度も質問をしてきました。一番最初に取り上げたのがもう30年前になるわけですが、かっぱ号が走り始めて約16年、しかしまだ十分先が見えるところまでは来ていないというふうに思います。市民の意見は多数あると思いますが、市民の声をどのように聞き、どのような方法で解決をしていこうとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 公共交通についての地域ごとの要求の把握についての御質問にお答えいたします。

まず、市民からの要望につきましては、タウンミーティング、市民満足度調査、かっぱ号の沿線住民アンケート、Wa i ワイ祭りなどの市のイベントでの公共交通アンケート、また窓口やホームページから寄せられる意見などによりまして収集しております。

タウンミーティングにおきましては、各小学校区ごとに地域ごとの実情に即した意見・要望等が出されております。

市民満足度調査では、公共交通の必要性や満足度についての設問を設けまして、自由意見記入欄で一人一人の意見を述べていただいております、平成29年度は、1,181件の回答をいただいております。

かっぱ号沿線住民アンケートでは、かっぱ号の沿線世帯に対してかっぱ号の利用目的や利用状況の変化とその理由、かっぱ号や公共交通に関する自由意見などを伺い、平成29年度は701件の回答を得ております。

Wa i ワイ祭りでの公共交通アンケートでは、かっぱ号の利用状況の変化やその理由などについて伺い、平成29年度は540件の回答を得ております。

次に、寄せられた意見の内容につきましては、かっぱ号が運行されていない地域からは少ない便数でもよいのかっぱ号の運行を希望する意見等が出されております。

かっぱ号が運行されている地域からは、かっぱ号の増便や運行時間の拡大、スーパーマーケットや病院付近への停留所設置などの運行充実の要望が出されております。

また、奥野地区におきましては、稲敷エリア広域バスの存続や拡充についての意見がございました。ほかにも停留所までの移動が困難な方からは、バスだけではなくてドア・ツー・ドアの移送サービスの要望が寄せられております。

さらに、市民の意見を直接聞くために、本年度より出前講座に鉄道、路線バス、コミュニティバスなどの市の公共交通の現状についてお話しする牛久市の公共交通の講座を新たに設けております。

今後もさまざまな機会を捉えて市民からの公共交通に関する意見の集約に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この公共交通というのは、年々少子高齢化が進む中では非常に重要な政策の一つになってくるはずであります。

この公共交通については、前々回ですかね、鈴鹿市の公共交通の話を取り上げたときに、市民一人一人が自分たちの足だという認識を強く持てるような公共交通にしていくべきではないかと、そのためには市民の中に入っていきべきではないかと、ペーパーなどのアンケートということではなくて、各地域いろんなところでアンケート等をとっているようですが、その人たちよりまだほかにたくさん意見があるというふうに思います。個人の考え方はいろいろあります。これは当然です。そして、行政と市民と話し合いをし、お互いの意見を交換し合い、理解した上で、この公共交通の充実を進めていくべきだというふうに考えております。これは前回も言いましたが、まちづくりとともに考えていかなければならない問題だというふうに思いますが、公共交通だけではなく、まちづくりも含めて公共交通の充実を考えるべきと考えますが、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 公共交通の充実でどのようなまちづくりをしていくかということの御質問にお答えいたします。

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目的としまして本年5月に発表しました牛久市立地適正化計画では、小学校区単位に設定されましたコミュニティ活動拠点を中心とした地域生活圏と駅周辺の病院、商業施設等の都市機能が集積する中心拠点を結ぶ公共交通軸で構成される将来都市構造を基本的な方向として示し、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成することとしております。

具体的には、近年人口が著しく増加したひたち野うしく地区におけるかっぱ号の新ルート開

設など、公共交通によって中心市街地へ快適にアクセスできるような取り組みを推進し、まちの活性化につなげていくこととしております。この計画に加えまして、平成28年6月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画で、牛久市の公共交通ネットワークの将来像を定めております。この将来像では、牛久市内を主として人口集積に応じまして市街化区域のバス路線を配置するエリア、郊外団地のバス路線を配置するエリア、公共交通空白地有償運送によるデマンド型公共交通の実施エリア、またそれから、それ以外の市街化区域や郊外団地の外側の地域をデマンド型公共交通を推進するエリアとして区分けしております。

これによりまして、牛久市の公共交通は、牛久駅及びひたち野うしく駅を中心とした民間路線バスとコミュニティバスによるバス網が整備され、それらをデマンド型公共交通サービスで補完する形になります。

市ではこれらの将来像を実現することが牛久市立地適正化計画の目指す多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に資するものと考えております。

今後はこれらの将来像を実現することを目的として、バスについて、ひたち野うしく地区でのかっぱ号の新ルート開設や稲敷エリア広域バスの運行継続検討などの施策に注力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 私がこの公共交通、約18年ほど前ですかね、質問したときには、その取っかかりが買い物難民ということで質問をしてきました。それが約16年前、大野喜男市長後に開通したわけですがけれども、その当時と比べて大分今状況が変わってきている。それは地域の公共交通、当時は関鉄とか、茨観とかいろいろありましたけれども、そういったものが多くの地域は撤退されていった中で、大分状況が変わってきているというのは当然事実だと思います。

牛久市というのは東西に長くひょうたん型の長いところで、そういった点からいけば非常に地域公共交通の充実というのは難しいとは思いますが、全ての人たちが移動できるような形、地方自治体の仕事というのは地方自治の本旨というものから仕事をするようになっております。まずは憲法92条とか、地方自治法、地方公務員法、地方交付税法、この全ての第1条に定められています地方自治の本旨に基づいて行政運営がされるのは当然のことと思います。地方自治の本旨ということも簡単にいいますと、住民が主人公であり、そしてまた一人は万人のために、万人は一人のためにということ、そしてまた公共の福祉の充実、全ての人たちが幸せに暮らせるという、これらが地方自治体の仕事であります。全ての市民が自由に移動できる安心して暮らせるまちづくりが基本であります。まちづくりも公共交通の充実も住民の主体が原則になります。牛久市もさらに少子高齢化が進むのは明らかです。公共交通の充実も焦眉の課題、まち

づくりと公共交通の充実は一体的に考えていかなければならないと思います。現在、この公共交通の充実について、職員2名の体制で検討され、実施されていると思うんですが、今部長が答弁したいろいろな問題、これは2名の体制で私にはできるものではないというふうに考え、そしてまた当初から人員を確保してほしいと訴えてまいりました。少なくともこれは5名以上必要だというふうに考えますが、人員の増加という問題について考えはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 公共交通担当課の今後の人員につきましては、事業の状況を把握しながら組織全体として各課の適正な人員及び増員の必要性、優先順位を見きわめまして状況に合った適正な職員配置を行っているところでございます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 大体いつも同じ答弁なんですよね。それで人がふえていかないんです。先ほどから私が言っているように、公共交通の充実とまちづくりは一体であるし、焦眉の課題で優先的に考えていかなければいけないという問題、特に奥野地域については限界集落になりつつあるわけですよね。先ほど言ったように、全ての人たちが自由に移動でき、幸せに安心して暮らせるまちづくりをするのが地方自治体の仕事なんです。今、部長が答弁したのは、市役所の都合なんです。それが住民が主人公、地方自治の本旨に沿っていないんですよ。ですから、私はそういうことで住民を主人公に置けと言っている。地域公共交通の活性化については、先ほど部長が答弁した内容を全てやっていくには今の2人では無理だと思いますが、その辺のところは全然無理というふうに考えないんですか。人事等の考えからいって、その点をお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 人事担当といたしましては、毎年各課等からヒアリングを行っていたり、勤務状況、その他新規事業の有無、進捗状況、その他を総合的に判断して配置を行っているわけですが、そういったことにつきましてはこれからまた来年に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 先ほども言いましたように、私がこの一般質問で取り上げたのは、もう30年も前の話なんです。それが走り始めたのは16年前なんです。それから確かにわかってきました。バスもふえましたし、コースもふえたのはわかります。しかし、今のまちづくりにおいて今部長のような考え方で、職員の増ということを考えないで十分な対応ができるかどうか、これは私が2回目ですか、16年前の計画ができる前に質問したときも担当課を

つくってほしいと、18年も前から担当課をつくれということをもうずっと言ってきて、やっと根本市長になって去年ですか、公共交通の担当課の職員を2人に、そして部屋がつくられたわけですね。これはもうすごく前進だとは思いますが。しかし2人では無理です。部長が今、先ほど答弁した部長が言う計画内容についてやっていくには何年かかりますか。本当に大変です。そういった点ではやはりもう少し考えていただきたい。デマンドタクシーの導入の問題についてなんですが、ドア・ツー・ドアという対象はデマンドタクシーを含めいろいろなのが考えられると思います。このドア・ツー・ドア、デマンドタクシーをやっていくに当たって、では牛久市内で本当にいつごろ実現できるのか、今どの程度進んでいるのか、そしてこれをやるにはどのような障害があるのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） デマンドタクシーに関する御質問にお答えいたします。

先ほどの公共交通の充実でどのようなまちづくりをしようとしているかの質問の続きになってしまいますが、牛久市地域公共交通網形成計画では、デマンド型公共交通について、公共交通空白地有償運送によるデマンド型公共交通の実施エリア、それら以外の市街化区域や郊外団地の外側の地域をデマンド型公共交通を推進するエリアとして区分けしております。

これらのエリアのうち、公共交通空白地有償運送の実施エリアにつきましては、奥野地区においてNPO法人サンライズが国土交通省の登録を受けまして、平成23年度より公共交通空白地有償運送を実施しており、市内であれば片道500円で予約制のドア・ツー・ドア型移送サービスが提供されております。それら以外の市街化区域や郊外団地の外側の地域においては、ボランティア移送サービスとタクシーを活用した移送サービスの実施を推進していくこととしております。

これらの2つのサービスのうち、ボランティア移送サービスについては、小学校区規模の地域を単位として担い手であるボランティアに運営をお願いすることと考えております。

現在、買い物支援の取り組みとしまして、牛久第二小学校地区社会福祉協議会によるつつじが丘及び第二つつじが丘にお住まいの方を対象としたエスカード牛久ビルのタイヤ駐車場への送迎が実施されております。

タクシーを利用したサービスにつきましては、市がタクシー会社に委託して行う乗り合い型のサービスがございます。これにつきましては、ちなみに他の自治体におきましては利用者定額制のサービスや初乗り券などに代表される定額補助制のサービスが実施されております。この近隣で申し上げますと、つくば市で利用者定額制のつくタク、稲敷市では定額補助制のタクシー利用券などの事例がございます。つくタクでは自己負担額が300円から1,300円の定額制、それと稲敷市のタクシー利用券では最低の負担額が300円で700円までの定額補

助となっております。

経費的には平成28年度においてつくば市では約1億3,874万円、稲敷市におきましてはその券が1万9,410枚のタクシー利用券の利用がございます。これを1枚700円で計算しますと、約1,359万円の費用がかかっているということとなります。

このように他の自治体の事例を見ましても非常にコストがかかることから、牛久市としましては、ボランティア移送サービスの担い手の検討を全市的に行いまして、経費の節約に努めた後にサービス開始を検討したいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 本当に今の部長の話で、これから2人の職員でどの程度できるか、またこれからいろいろ考えられる、私も何年前前から言っているのは、国交省の先進地事例でも言われている金沢市のトリガー方式ですね。それと東京の檜原村ですか、デマンドバスという、これも国交省のほうの先進事例で載せられております。これらの検討をするだけでも相当の人員と労力が必要だと思います。そしてまた、タクシーの初乗り券とか、タクシーの補助制度ですね。これはつくばとか、稲敷とか、あちらは広いですけども、牛久の場合は縦型になってひょうたんですね。こういった形でもどうなるのかといういろいろな実験も必要でありましょう。そしてまた、これからはほとんどが乗車するときにはICカードによる乗車、そしてまたそのICカードによるポイント制度ですね。ここ二、三日、今始まっているのが、お金を持たないでどこの店でも携帯電話を掲げればその料金を払うことができると、今この方式は世界中ではやり、特にヨーロッパのほうでは現金で物を買うことができないお店がほとんどだというふう言われております。中国でも大分広まってきたそうです。この制度、日本が一番おこなっているということで、これから徐々にそういった現金を持たないで携帯電話、またはICカード等で全てが済むような方向になってくとも思います。また、お金を少しでも稼ぐためにはコミュニティバスへの広告ですね。そしてまたバス停ごとのアナウンスですね。着いたときにここはどこですというアナウンスをすることによって広告料を徴収するという。いろいろなことが考えられます。また、駅と病院を結ぶ病院バスや企業バスなどというものもあります。こういったものは、特に企業バスは朝と夕方が終わればほとんど動かないようなところもあるみたいですけども、それらも含めていろいろな形で検討し、そして対策を練り、実証実験を行いながらやっていく、その間に市民が自分の足を自分たちでつくっていくという考え方を持っていただくと、これは大変な仕事です。そういったことをするには、私は今の体制ではできないというふうには思いません。ぜひこの公共交通、まちづくりを重点に置いて、そして本当は今すぐというふうに思いたいんですが、来年度合わせてこの充実するようにすべきだと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 次年度の体制につきましては、これから検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ぜひよろしく願いいたします。

もう30年もこんな質問をやっているんですから、少しでも前進するようにお願いいたします。

次に、原発事故に対する市の考え方と計画についてであります。先日広域避難に関する協定をひたちなか市等で、広域避難を含めた協定を結びました。牛久市における広域避難というものはあるのかどうか、そしてまた、このひたちなか市との事前協議はもう終わっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ことし3月29日、東海第二発電所での原子力災害を想定した原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定を締結いたしました。

本協定は、平成27年3月に策定された茨城県広域避難計画に基づくもので、東海第二発電所からおおむね30キロメートル圏内の14市町村、約100万人の避難計画のうち、ひたちなか市からの避難者を当市を含めた14市町村が受け入れ協力する協定でございます。

なお、ひたちなか市民15万7,000人のうち、牛久市への避難対象者は、現在のところ約1万5,000人となっており、ことし秋ごろから具体的な避難方法、あるいは避難者の受け入れ方法などについて、ひたちなか市及び受け入れ14市町村で協議を進めていく予定となっております。

一方、東海第二発電所における原子力災害が発生した際の牛久市民の避難についてでございます。

当市は、約70キロメートルの水平距離があり、これは緊急時防護措置を準備すべき地域であるUPZの区域外でありますので、ひたちなか市のような他市町村への避難計画はございません。しかし、原子力災害の際は、放射性プルームの通過に伴う放射能汚染のおそれがあるため、避難行動としては基本的には屋内退避を行うことを想定しております。

放射性プルーム通過時における内部被曝及び外部被曝の防止の観点から、屋内退避はその双方に効果があり、かつ容易に実施できることから現段階では最も実効的な避難行動であると考えております。

いずれにせよ、原子力災害の危険性は十分認識しておりますので、今後とも国、あるいは県の基準や動向について注視し、必要に応じた措置を講じてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ひたちなか市との事前協議は始まったのかどうかという点はちょっと今抜けていたのでお尋ねします。

それと、この原子力災害は東海第二原発ということですが、現在廃炉中の東海第一原発というのがありますね。そしてまた、核燃料の保存しているところ、非常に多くあります。これは東海第二原発だけの事故なんです、この点について第二原発だけなのか、第一原発も含めるのか、それともそのほかの施設も含めるのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 先ほどもお答えしましたが、ひたちなか市との協議につきましては、具体的な避難方法、それと牛久市での受け入れ方法などをことしの秋から県内受け入れ14市町村とともに協議を進めていく予定となっております。

それと原発事故の想定なんですけれども、この避難計画のうちでは第二発電所の原発事故を想定しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 第一原発は、廃炉するのに約25年かかると言われていました。そしてまた、3.11の福島第一原発の事故後、少し滞っていたということでもっと延びるのではないかというふうに言われておりました。そうすると、東海第一原発、そしてまたその地域にある各施設の事故についてはこの協定書には含まれないというふうを確認してよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） この協定の中では東海第二発電所での原子力災害を想定したものとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 非常に不十分ですね。国の考え方はこんなもんだし、県の考え方はこんなもんだと思いますけれども、それと牛久市民は自宅にこもっているという話なんです、では牛久市の避難計画とか原発事故に対する対応というのは市の基本方針というのはどうということなのか、それとその計画ですね。それと市民に周知するというのをどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

牛久市民の避難ということなんですけれども、先ほどもお答えさせていただきましたが、緊急防護措置を準備すべき地域であるUPZの牛久市は区域外ということになっております。先ほど

の答弁でもお答えしましたが、ブルームの被曝とか、そういう観点からも牛久市においては屋内退避、ほかの市町村へ避難するということは現在のところ想定しておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） そうすると、牛久市の避難計画は全くないということ、そしてまた住民にも周知する必要はないというふうに判断してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市の市民の避難計画というものはございません。

それと市民への周知ですけれども、原子力災害の事故等を想定した避難行動とか、そういうのは屋内退避ということで、牛久市民の方には周知させていただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 先ほど答弁された秋から協定を始めるということなんですが、これは基本的にはどういうことをもとに置いてひたちなかといわき市ですか、どういう形で共有されるのか、ひたち市の避難場所については牛久だけではなくて土浦とか周辺地域もありますけれども、それらを含めてやるのか、個々に行うのか、その点についてもう少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

この協議につきましては、ひたちなか市と関係14市町村で協議の場を持つことになっております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） そうすると、一括でやるということですね。牛久市の意見が通るか通らないかわからないというような状況もあると思うんですが、それと東海第二原発で1つ大きな問題というのが、東海第二原発に設置されているケーブルの問題ですね。約1,400キロあるということなんです。それを難燃性に変えるというのが現在6%しか進んでいない。ことしいっぱいかけても9%ぐらいしかいかないと、ですから、ケーブル自体が耐用年数30年ぐらいだという、最高で30年と言われているんですね、耐燃性で、ですから40年たってきてこれから20年という耐用年数はもう過ぎちゃっているんですね。東海第二原発のケーブルというのは。そういったことも含めてぜひ交渉時に秋からやるようですから、そこら辺も含めて明確なことを主張していただきたいと思います。

次に、ランドセルの無償化の問題についてですが、今では6人に1人、7人とも言われていますが、低所得者世帯と言われております。新学期には新しいランドセルで通わせたいと思うのが親心だと思います。今、ランドセルは4万円から10万円、高いものだと何か50万もす

るんですか。そんなものもあるなんていうふうに聞きますが、苦しい家計からやっと捻出して購入をせざるを得ないという家庭も多いと聞いております。全国的に新学期に自治体からランドセルの無償提供が行われております。例えば、日立市では約40年間無償提供をしているそうであります。これが1人8,000円程度で、色は黒と赤、自由に選べるということ、サイズはA4でゆったり入るものという大きさ、本体は高さ34センチの横25センチ、まち10センチ、重さは550グラム、素材は合成皮革で表面はウレタン加工、色落ち、すり傷、ひっかき傷に強く防水・撥水にすぐれているというふうに言われております。このランドセルを5年生まで使っていたという親の方もいるそうであります。日立市では約1,380人ぐらいに1,000万円の予算をとって、小学生に配っているそうであります。牛久市の1年生は、前年度ですね、平成29年度で780人、約800人という程度だと思います。ランドセルの無償化、考えられないかどうか、このランドセルをお友達なりからもらったもの、そうすると古いもので、これが子供たちのいじめの対象にもなるということにも言われております。そういった点では誰でも同じもの、無償提供されたランドセルを背負うということで、子供たちのそういった差別、いじめにつながらないようにすべきだというふうに思いますが、このランドセルの無償化についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 近年ランドセルの値段は決して安いものではないのは事実でございますが、一方で子供たちは自分の好みに合わせて色とりどりのランドセルを背負って楽しく登下校をしております。一例といたしまして、ひたち野うしく小学校の6年生で、ランドセルの使用率を調べましたところ、ほぼ100%でございました。このことは子供たちが自分の両親やおじいちゃん、おばあちゃんに買ってもらったランドセルにいかに愛着を持っているかのあらわれでもあると考えられます。このようなことから、経済的に困窮の世帯に対しましては、就学援助制度で引き続き入学準備のための給付をしっかりと行いつつ、新小学1年生全員を対象といたしましたランドセルの無償配布につきましては、近隣市町村の動向を引き続き注視してまいりたいと考えますので、どうぞ御理解いただきますようよろしく願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 日立市は1つ8,000円、これは平成28年度ですね。8,420円、土浦が6,800円で大分安くてどうもぺらぺらで余りよくないそうなんですが、一番高いところは1人当たり4万9,000円、これは利根町だそうです。ほかのところは大体1万数千円程度、日立市のものについては非常によいものだというふうにインターネットで見る限りそう思いますし、それを使っていた人たちがそれなりに使えると。このランドセルを買

うのに確かに就学援助金だとか入学祝い金だとかいろいろありますが、実際にはなかなかそれでは全部そろえられないと、先ほども同僚議員から言われました小学校入学時には10万円以上のお金がかかると、その中にはランドセルも入っているというふうに思います。このランドセルを買うために借金をしなければならないという家庭もあると聞いております。全ての子供たちに全ての教育環境の中でどのような差別も受けずに教育を受けるというのは、これは地方自治体の仕事だと思います。先ほども言いました。地方自治の本旨、一人が万人のために、万人は一人のためにという感覚が今の答弁ではうかがうことができませんでした。全ての子供たちが平等に差別なく教育を受けられるということ、ランドセルを無償で配るからそれで全てがそうなるというふうには思いませんけれども、一つ一つ解決していくという点では、このランドセルの無償化というものは特に必要ではないかというふうに思います。これは初めての質問ですからやりますという答弁はなかなか難しいとは思いますが、ぜひこれらを含め検討していただきたい。実際に調査をされたのかどうか分かりませんが、1年生でほかの家庭から譲り受けたものを使っている子供というのはいたかどうか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） ランドセルを買えなくてほかのお兄さん、お姉さん、卒業した子からの譲り受けということでやっているかどうかということについてはちょっとこちらでは調査はしてございません。実際に牛久市の今年度の1年生が735名おります。私どもで調べましたランドセルの単価、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、高いもので4万9,000円から7,000円ぐらいの間ということで、平均しますと大体2万円ぐらいになるわけです。実際に2万円掛ける730人ということになりますと、牛久市でもしやった場合には1,400万円ぐらいのお金が出るわけでございます。今、就学援助で平成29年度お支払いしている金額が全体で3,500万円ぐらいあるわけでございますが、当然先ほど鈴木議員の御質問にも教育長からお答えいたしました。やはり貧困によって大分学校に通えないという子供も当然おります。そういう意味ではそのセーフティーネットとしての就学援助、これをまずしっかり大事に必要なところに必要な援助を少しでも多くしてあげたいということもやはり一つあると思います。牛久市の教育方針は、当然一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりということがございますので、当然最後の一人までしっかりと見てあげたいという思いはしっかり持っておりますので、そういう意味でまずは就学援助等の充実、そういうものもまず第一義的には考える必要があるのかなというふうに考えます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 金額の問題、確かに利根町は1人当たり4万9,000円、5万

円ぐらいのランドセルを全ての子供たちに送っているようですが、1,000人を超えるところであっても1万円は超えていないんですよね。日立の場合は1,000万円ですね。約1,300人ぐらいの子供たちに約1,000万円の予算、日立と牛久を比べれば予算規模が全く違いますからね、単純に比較はできないと思います。土浦のは6,800円でこれは大分余り質がよくない、そういうことを言っちゃいけないのかもわからないのですが、土浦では約800万ちょっとですね。そういったことからいけば、全ての子供たちが同じものを持つということ、これはもう非常に私は大切だと思います。そして、高価な立派なランドセルというものは、6年間使っても壊れない。これをどうするのか、処分するのかというのは非常に親御さんの悩みでもあるようであります。小学時代の思い出を中に詰めて10年、20年、30年とっている方もおられるそうです。そういう立派なランドセルを持つのもいいと思います。そしてまた、親戚、おじいちゃん、おばあちゃんから送られた立派なランドセル、これに対して小学校1年の子供が後々まで思い出として残るといいことだとは思いますが、その反面、そういうことをできない子供も、先ほど言いました6人ないし7人に1人の割合でランドセルを買えないような家庭もあるということ。また、小学校1年生に上がるときには10万円以上のお金がかかるというようなこともありますので、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

これは余り聞きたくないんですけども、市長にどうか聞きたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 非常にランドセルというのは日本の文化でございますし、小学生と言えばランドセル、そして今ランドセルの使い終わった後、またそれをつくり直して一生の思い出にするということもやっております。非常にランドセルの思いはいろいろ家族、またいろんな人の思いがある日本の大切な文化でございます。ただやはり先ほど試算すると1,000万円前後のお金ということがございまして、確かにお金ではないことは私も重々わかっております。先ほどの鈴木かずみさんのあれですけども、給食もでございます。非常に今いろんなこと、やっぱり食文化、子供たちの教育、それから先ほどのデマンド交通もあと私はあと10億円あれば皆さんの思いが相当できるのではないかという気持ち、ただそこでもってどういうやり方をするか、順序をつけまして、教育、福祉、地域のあり方をこれからもやっていきたいと思っておりますので、皆様のお知恵をおかりしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 地方自治の本旨に沿った行政運営をしていくように再度お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で16番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時ちょうどいたします。

午後3時47分休憩

午後4時01分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 市民クラブの須藤京子でございます。

本日、最後の登壇ということで、お疲れの向きの方もあろうかと思いますが、最後まで御容赦お願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

近年、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指し、法律が整備され、全国どこに住んでいても同じようなサービスが受けられる体制が整えられてきました。平成25年4月1日にスタートした障害者総合支援法では、障害者の定義に難病等が追加され、加えて児童福祉法の改正により障害児支援の体制がそれぞれのニーズの多様化にきめ細かく対応するため拡充されてまいりました。そしてさらに平成28年4月1日には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。牛久市でも第5期障害者福祉計画と第1期障害児福祉計画が一体的に策定されております。そこで、この福祉計画について、計画が示す具体的サービスの目標を定めるに当たって示された基本方針について、その中で特に地域共生社会の実現に向けた取り組みについてを質問してまいりたいと思います。

計画の基本方針の4、地域共生社会の実現に向けた取り組みには、地域のあらゆる住民が支え手と受け手に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともにつくり高め合うことができる地域社会の実現に向け、次の取り組み等を計画的に推進するとして、3項目の方針が示されました。その方針の内容は、1、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり。2、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み。3、医療的ケア等専門的な支援を要する者に対する包括的な支援体制の構築。以上となっております。

そこでまず、1の地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとはどのようなことを指しているのか、具体的な福祉サービスの提供、利用を念頭に置いているのかを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりについてお答えいたします。

かつて、私たちの暮らす地域におきましては、相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といったさまざまな生活の場面で向こう三軒両隣の支え合いの機能が存在してありました。しかしながら、近年では日常生活圏域における支え合いや人と人とのつながりが弱まり、地域福祉における担い手不足、社会的孤立の問題、介護保険制度の対象とならない生活課題など、さまざまな課題が生じ、つながりの場としての地域コミュニティーの再構築が求められております。

このようなつながりのある地域をつくる取り組みは、自分の暮らす地域をよりよくしたいという市民の主体性にに基づき、他人事ではなく我が事として行われることが、参加する市民の暮らしの豊かさを高めることができるとともに、地域丸ごとのつながりを強化し、持続性が保たれるものと考えております。

牛久市におきましては、地域包括ケアシステムにおける生活支援や介護予防等の支援をつながりのある地域の取り組みとして地域の方々の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 地域住民が主体的に取り組む地域づくりということで、現在小学校区ごとに地域住民による支え合い活動として地区社協が設立され活動が進められております。地域包括ケアシステムにおける生活支援や介護予防等の支援の取り組みを地区社会福祉協議会のこの活動は念頭に置いているのかどうか。地区社協がそうした役割を担っていく際には住民と福祉ニーズの橋渡しの役割を持つ地域コーディネーターのような専門的役割を果たす職種を各地区社協ごとに配置する必要があると考えておりますが、その点はどうでしょうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地域の支え合いの基盤といたしましては、先ほども申し上げましたが、地域の方々の御協力をいただきながら支援に取り組んでおり、地区社会福祉協議会をその中心として位置づけまして、地域包括ケアシステムにおけます介護予防などの支援、家事援助、買い物支援などの生活支援、地域のニーズに合った支援など、取り組んでいただいております。議員御質問のとおり、地域における支え合いの推進を進めるためには地域コーディネーターの役割が大きいものと考え、社会福祉協議会にコーディネート業務を委託しているところでございます。今後におきましても地域コーディネーターによる支援のほか、牛久市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、そして行政区が協働しながら地域における支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 地域の支え合い活動は、行政区、自治会組織、そうした取り組み、また地区社協のように日常生活圏域における少し広域的な取り組みとさまざまな階層別の活動が期待されているのが牛久のようなところです。それぞれの組織の特徴をよく比較検討していくことも必要ではないかと思います。そして、団塊世代が75歳となる2025年、よく2025年問題と称されますけれども、そうしたものを前に介護保険サービスも変容してくると思われれます。そうした地域をどういうふうに参加ケアも含め支えていくのかということになりますと、この支え合い活動もより専門性が求められるのではないのでしょうか。そうした状況を見据えると、地区社協の現在一人一人が配置されているわけではないという状況、これも必ず問題になってくるのではないかというふうに考えます。その点を十分御認識されていると思いますが、今後の地区社協の強化、そして地域づくりの強化に向けて体制整備に当たっていただきたいというふうに思います。

これは今後の課題として私も捉えておりますので、答弁は結構です。

それでは、次に2番目の地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取り組みとしてはどのような取り組みをしていくのか、具体的な福祉サービスの提供、利用を念頭に置いているのかについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保について答弁いたします。

取り組みにつきましては、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正により、障害者が65歳以上になっても使いなれた事業所においてホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスが創設され、柔軟な対応が図れることとなります。

牛久市におきましては、これらの障害福祉サービスの利用決定する際には、障害支援区分の認定及びサービス等の利用計画に基づき必要なサービスの量を提供しており、介護サービスへ移行する場合は、介護に移行するサービスと引き続き障害福祉で行うサービスを区分し、柔軟に対応しているところでございます。

また、近年では精神障害者保健福祉手帳の交付を受けずに自立支援医療の決定を受けている方がふえてきております。精神通院の自立支援医療の決定を受けている方におきましても、障害支援区分審査会の区分認定を受け、サービス等の利用計画を作成した上で、その方に必要なサービス量を提供するなど、サービスの確保に努めているところでございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等ということで、今御答弁いただいた中でも私もここは強調したいというところがございました。これは福祉計画、先日作成された今回の福祉計画でも読み取れた部分ではありますが、障害者支援区分の認定とサービス提供の体制です。牛久市では、法の趣旨にのっとり社会的障害を勘案してサービス量が盛り込まれております。こうした姿勢は大変重要であり、障害のある方がどのような生き方を望み、その結果としてどのようなサービスが必要なのかを見きわめ、適切なサービスにつなげていくよう、総量規制はしないような体制を堅持していただくよう強く求めていきたいと思いません。

それでは、次に3番目の人工呼吸器を装着している障害児など、医療的ケアを必要とする者に専門的で総合的に支援していく連携体制の構築をどう図っていくのかについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 医療的ケア児への支援体制につきましては、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所の一部において看護師を配置し支援を行っており、市といたしましては日中一時支援において医療的ケア児を受け入れたときは、牛久市障害者等日中一時支援事業実施規則に基づき当該事業所に対し、1時間当たりの基準単価に加えて医療的加算を扶助しているところでございます。

しかしながら、医療的ケア児が必要とする福祉サービスに対する福祉資源は、当市だけではなく、他自治体におきましても不足しているのが現状でございます。今後におきましては医療的ケア児が十分な支援及びサービスを受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら福祉サービス事業所に対してサービスの開始等の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 医療的ケア児への支援は、まだまだ緒についたばかりというのが偽らざるところだと答弁からもうかがい知ることができました。障害のある児童を抱える家庭、ましてや医療的ケア児を抱える家庭は生きづらさも人一倍でございます。社会的、人的資源も不足している現在においては、少なくともその方々に寄り添う相談事業の徹底をお願いいたします。今回の福祉計画では、計画策定に当たってアンケートやヒアリング調査を行っております。そうした声がこの計画には掲載されており、福祉部以外の職員の方もそうしたところをしっかりとお読みいただきたいと思います。どの部署の方であっても、ああそうかと気づくこと、発見があると思います。そして、その次の段階として、それでは自分たちの事業の中でと発想が次に広がっていく可能性も見えてくると思います。

次の質問にもございますように、障害者差別解消法の中の合理的配慮を求めることが、そし

て市町村にはそれを提供していく責務が生じております。そうした面からもこうした福祉計画を福祉部門の一計画であると捉えずに、全庁的にきちんと捉え、そしてそれぞれの事務事業の中に生かしていく体制をぜひ構築していただきたいと思います。

それでは、次に大きな（２）のほうの障害者差別解消法で示された合理的配慮の取り組みについての質問に移ります。

具体的な質問に入ります前に、私がここで取り上げる質問について、質問の趣旨を明確にするため、障害者差別解消法がこれまでの障害者総合支援法のような法律、計画とは若干異なる視点を持つことをこの法律の特徴の中であらわれているというふうに思いますので、障害者差別解消法の制定の背景、法律の趣旨、特徴など、どう認識されているのか、それをどういうふうに施策展開にしていくのかという点についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者差別解消法制定の背景につきましては、平成18年に国連総会本会議で障害者の権利に関する条約が採択され、平成19年に同条約に署名したことを受け、国内法の整備を初めとする障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に障害者制度改革推進会議が設置され、同会議での議論の結果、平成25年に可決、公布されたものでございます。

法の趣旨等でございますが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要でございます。

そのため、障害者に対する不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等には義務、事業者には努力義務として差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動を通して障害者も含めた一人一人がそれぞれの立場において自発的な取り組みを促すものでございます。

このような中、市におきましても障害者差別解消への合理的配慮については、福祉部門だけではなく、全庁的な取り組みとして認識し、研修等を含め実施してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいまの答弁にもございましたが、この障害者差別解消法は、内閣府が法律を提出して可決、成立したものでございます。こうした障害者差別解消法制定までの流れは、現在の男女共同参画の取り組みと酷似していると改めて思いました。男女平等、女性の地位向上も国連総会で女子差別撤廃条約が採択されたことから日本国内での法整備を初めとする取り組みが当時の総理府を中心に進められ、現在の男女共同参画社会の実現に向けた取り

組みへとつながりました。障害者差別解消法も同様に国連総会で障害者の権利条約の採択を受けて、内閣府の取り組みとして法整備が進み、全庁的、全自治体で合理的配慮をしなければならないことが明文化されたということでもあります。そうしたことから牛久市役所どの部署においても合理的配慮をしなければならないことを念頭に置いていただきたいと思います。

それでは、具体的な5項目の質問に入らせていただきます。

1つ目は、市役所及び市内事業所等における障害のある人の雇用状況と被後見人等の権利制限の見直しについてでございます。

まずは、障害者の雇用の状況について。

これは福祉計画の問題ではございますが、欠格条項の問題もあり、ここで質問させていただきます。市役所関係機関における障害者の雇用状況はいかがでしょうか。

あわせて国家公務員法や地方公務員法には被後見人や被保佐人となったものは失職するという欠格条項についての見解も伺います。

大阪府吹田市では、市役所勤務の知的障害のある職員が成年後見人制度を利用した結果、職を失い、職員が市に地位確認を求める訴えを起こし、現在も裁判が続いております。しかしながら、こうした状況を受け、この欠格条項を撤廃する条例を制定した自治体はほんのわずかでございます。障害者権利条約が批准され、成年後見利用促進法や障害者差別解消法も成立した今、障害の有無にかかわらずともに暮らし、働ける社会を実現するため、社会を変えていく必要があると私は考えます。牛久市には成年後見選挙権裁判を起こし、国会を動かし、法律改正へと結びつけた方が住んでいらっしゃる。公務員法の欠格条項の見直しは、国の役割ではありますが、牛久市でもできることはあると考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 市職員の障害者の雇用状況につきましては、平成30年4月1日現在で4名となっております。関連施設では直接の雇用ではございませんが、うしくあみ斎場の売店と喫茶店を障害者支援団体であるNPO法人が運営をしております。そのほかでは、以前より学校給食のパンや保育園のパンとおやつなどを市内の障害者施設にお願いし、提供を受けているところでございます。

また、障害者優先調達法に基づきまして、牛久市における障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針を定めまして、障害者就労支援施設等から物品や役務の提供を受けている状況となっております。

続きまして、地方公務員の欠格条項につきましては、須藤議員のおっしゃるとおり、地方公務員法に定められておりまして、条例で定める場合を除いては成年被後見人、被保佐人は職員

となることはできないこととされております。

当市におきましては、これまで事案としてはございませんが、障害を持つ方の自立と社会参加促進は市としても大変重要なものと認識しておりますので、今後の社会情勢等を見据えながら慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、一方で民間事業者の状況についてはいかがでしょうか。

障害者雇用促進法によって雇用が義務づけられている民間事業者においては、雇用している障害者が被後見人等になった場合の雇用はどうなっているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 民間事業者における障害者が被後見人等になった場合の雇用についての御質問にお答えいたします。

民間事業所における法定雇用率は、平成30年4月1日以降、2.2%となり、この変更に伴い障害者雇用義務の範囲が労働者50人以上から45.5人以上と改正されたところでございます。茨城労働局発表の「障害者の雇用状況」によりますと、県内に本社を置く対象企業は、平成29年6月1日現在ですが1,417社で、雇用されている障害者数は5,426人、実雇用率は1.97%、雇用率達成企業の割合は55.9%となっております。牛久市の状況につきましては公表されておらず、茨城労働局に問い合わせをしましたが回答が得られませんでした。また、市内各事業者の雇用契約の内容につきましても把握しておらず、市内に障害者が被後見人等になった場合の就業制限がある職業がどのぐらい存在するのか、その職業についている障害者の人数がどのぐらいかにつきましても不明でございます。

しかしながら、今後、市内事業者に対して障害者差別解消法など、障害者の雇用促進に係る関係法令をわかりやすく情報提供することで、障害者雇用に対する事業者の理解が広がっていくよう、また雇用率の向上や雇用率達成企業の増加につなげていけるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 本年の5月30日付の読売新聞では、民間企業における成年後見制度による今問題にしております就業制限により職を失った男性が、国に対し職業選択の自由などを保障した憲法に違反するとして損害賠償請求を求める裁判を起しているということが伝えられております。また、今国会には就業制限の排除法案が提出され、早いものは公布日から施行されることをあわせて伝えてもおります。これは今国会での成立を待つということになりますけれども、牛久市役所、それから民間企業においても差別解消法の趣旨にのっとり、被後見人、被保佐人がついた職員が就業制限に陥らないような、そうした理解啓発活動をぜひとも進

めていただきたいというふうをお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

それでは、次に、市役所職員の対応要領の策定及び職員研修について。

障害者差別解消法の概要、趣旨、合理的配慮とはどういうものかという基本的な内容の研修は行われているのか、職員の対応要領はできているのか、そしてまた窓口対応に当たっての研修はどうか、そしてさらに最近言われている情報アクセシビリティの向上に向けた職員研修についてはどうか、こうした研修は市が障害者差別解消法にのっとり合理的配慮をいかにしているかの根幹でもございますので、その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 障害者差別解消法に関する職員研修としましては、平成28年1月に約150人を対象に法の趣旨や障害者の権利に関する流れ、合理的な配慮についてなどの内容で実施したのを始まりといたしまして、新規採用職員研修や毎年度行います窓口従事職員などを主に対象とする接遇研修の中に障害者差別解消法の趣旨や概要、合理的な配慮などについて盛り込んで実施をいたしております。

今後も引き続き障害のある方への理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に効果的な研修を取り入れてまいりたいと考えております。

また、当市の障害者差別解消法施行に伴う対応要領につきましては、平成28年4月1日施行で策定をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいま職員研修についての御答弁をいただきましたが、それらの研修は、1回聞いたら全部理解して、それぞれの職務の中で生かせるという状況にはならないというふうに思うんですね。一人の職員がこうした研修を何回受けることがあるのか、その点についても伺いたいと思います。職員研修のあり方としては、その研修を受けて、それを各部門においてどのような自分たちの事務事業において取り組みの中に生かすのか、その中に合理的配慮につながるような考え方にしていかなければこうした研修を実施した意味がないと私は考えます。対応要領を作成するというのはとても重要なことではございますが、それだけにとどめ窓口の接遇だけができたらそれでいいというふうに考えては差別解消にはつながらないというふうに思っているところであります。例えば、生涯学習の点ではどうか、生涯学習、そしてまたスポーツの点ではどうか、こうした点の中に障害者差別解消法の合理的配慮を加えて、障害の方もこうしたスポーツに取り組むような体制ができているのか、そこまでを考えるような研修にしなければ意味がないというふうに私は思っているからであります。その点について、一人の職員が何回こうした研修を受けることになるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 市といたしまして、平成28年からこの法が施行になりまして、研修を実施しているわけですが、議員のおっしゃるとおり、1回にとどまらず複数回、そして継続して研修ができるようこれからさらに職員と検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 各事務事業の中でこうした合理的配慮をどういうふうに考えていったらいいのか、ここをさらに突っ込んでいくと、これは須藤京子の独演会になってしまいそうなのでここでは控えさせていただきますけれども、研修は頭で理解するだけではなく、体験を通し、私も子供たちを対象としたボランティアの時代ですね。子供たちを対象としたアイマスク、目が見えない、目が不自由な方の体験、それから高齢者の体験、こうした疑似体験を通して子供たちの豊かな感性の中で障害とは、そして高齢になったときの配慮、それはどうしたらいいのかを自分たちが考えるきっかけをつくる、そうした福祉教育のお手伝いをしていた経験がございます。そうした点も踏まえてこれからの研修の中で何かをより具体的に感じ取れるような研修にしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に市民への啓発活動についてでございます。

市民向けの啓発活動として多くの自治体を実施しているのは、広報紙やホームページの掲載、講演会の開催、市民活動団体への出前講座などでございます。牛久市では障害者連合会が地区社協等での交流お茶会、児童クラブでの交流、そして障害者自身が市民と直接交流し、また警察にも出向き、その障害の特性によって犯罪に巻き込まれない、また犯罪者と間違われぬような理解をいただくような、そうした活動もされているところであります。そうした障害者連合会を中心とした障害者自身の取り組みだけではなく、そうした市としての活動を一步進め、例えば牛久市で取り組んでいるスポーツなどで子供たちと交流を図る、そうしたスポーツイベントを開催するなど、新たな取り組みをしてはいかがでしょうか。こうしたイベント等を通して合理的配慮とは何かを具体的に見える化し、差別解消する手だてが実はいろいろあることを理解できることになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま議員の御質問にございましたとおり、スポーツ交流などによる啓発活動につきましては、平成29年11月に開催いたしましたみんなのしあわせ見本市におきまして、牛久市障害者連合会の御協力によりハンドアーチェリーを実施し、子供から大人までが参加していただき、体験を通して啓発活動を行っております。

また、手話サロンの開催や福祉用具の展示及び体験、福祉事業所による物品の販売などを通じて啓発活動を行っております。

今後におきましてもさまざまな機会を利用しながら、障害者の差別解消及び理解に関する啓発に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 私がこうした質問をするのは、障害者差別解消法、障害者の差別とは一体何かというのを理解するのは、頭で理解するのと肌で交流して感じ取ること、そして一緒に体験して気づくこと、こうしたことが重要ではないかというふうに思うからでございます。スポーツイベントを通した、そうした触れ合いのお互いに自然と触れ合う中で気がつくこと、これが実は差別解消に一番重要なことだと私はこれはボランティア活動の中で感じていることなので訴えたいというふうに思います。しあわせ見本市の中で私も視覚障害のほうのアイマスク体験に協力したようなこともございますけれども、本当にアイマスクをかけてブラインドの状態でまちを歩くといかにその平らなことが重要なのか、そしてそばにいる人の情報がいかに重要なのかということに気づかされます。そしてまた一方で、目を隠したことによって音の響き方、そして空気の流れ、光の温かさ、そうしたことによって情報を得る視覚障害の方々感性の豊かさに改めて気づかされることがあるわけです。障害のある方は、全てにおいて保護、庇護される対象ではございません。牛久市の中でもパラリンピック、それから障害者2019年には茨城ゆめ大会が開かれ、2020年にはパラリンピックが開かれるわけですが、そうしたところに出場するようなアスリートがいらっしゃるわけですね。そういうアスリートの本来持つ素晴らしい能力を間近に見ることによって障害のある方がいつの場面でも支援を必要とする対象でないこと、それが理解できるということにつながるというふうに考えます。そうした機会をふやしていただきたいというふうに思います。

私は、車椅子バスケットの体験もしたことがあるんですが、この年齢ですから、もう到底バスケット、ゴールに入れるなんていうところには到底届きませんでした。3メートルぐらいのところまでしかボールが上がらないんですね。それをいともたやすくゴールに車椅子の状況からすぽんと入れてしまう、そうしたところを見たときに、この方たちの腕の太さのすごさとか、それからふだんの鍛錬とかというのを感動するんですけども、その方々の自立している姿、それも障害者の差別の解消につながるような場面がかいま見えるのではないかというふうに思い、そうしたイベントなどを通した取り組みをぜひ障害者差別解消の理解促進の活動にしたいというふうに思います。

そうした中で、放課後児童教室のような場所で障害者と今でも交流が行われている児童クラブがございますが、そうした場面で例えばペタンクですとか、フライングディスクとか、簡単な競技を通して交流を図って理解を深めていただくような活動ができないものなのかということについて伺いたいと思います。先ほどから何度も申し上げますように、一人一人が考える

きっかけになるというふうに思っておりますので、その点、こうした福祉教育、そしてなおかつ放課後児童教室のような場でできないか、その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 放課後等の学びの場において障害への理解を深めるような活動はできないだろうかといった御質問にお答えをいたします。

小学生を対象に実施をしておりますうしく土曜カップ塾につきましては、地域住民の参画による学習文化、体験、スポーツ等の活動を提供することで児童にとって土曜日をより豊かなものにするとともに、児童と地域とのつながりを深めることを目的としている活動であります。そういった活動の中でただいま議員のおっしゃいましたような活動というものを取り入れることに関しましては、子供たちにとっても大変有意義なことになるかというふうに考えておりますので、ぜひ今後の活動のメニューの一つとして検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、次に、民間事業者等の働きかけと公的助成制度の導入について伺います。

これは先ほどの遠藤議員の質問の中にもございましたけれども、つくば市で6月からつくば市合理的配慮助成制度がスタートされました。これはみんなが入れるお店をふやすということが、これを提唱している明石市の、これを最初に全国的に初めて実施した明石市のコンセプトでもございますが、そうした講演会も開かれ、私も参加してまいりました。

つくば市でも行うこの制度は、民間事業者が行う合理的配慮に対し公費助成をするというものでございます。飲食店や商店などの民間事業者が障害のある人のために簡易スロープ、筆談ボード、点字メニューなどを用意する際に係る費用を助成しております。公的助成制度には2つの側面があるといいます。1つは暮らしにくさの原因を解消する責任が行政にあることを広く市民に知らせるということもあり、また2つ目には誰もが暮らしやすいまちづくりは行政だけではできないことを市民に示す啓発活動でもあるということでもございました。この助成制度を利用し、筆談ボードと点字メニューを導入した商店や折り畳み式スロープを設置したケーキ屋さんの事例が紹介され、できることをやればいいと気づいた、障害者のためと思っていたスロープはベビーカーにも入りやすくなったと好評だとこの声が届いていると発表されておりました。

牛久市では、明石市とも町の状況は違い、またつくば市とも店舗状況は違いますが、導入すれば誰もが暮らしやすい町への環境整備を進めるきっかけづくりとなり、小さな積み重ねが人づくりにもつながっていくものと考えます。市内の事業者の合理的配慮を促進させるためにも

公的助成制度を導入してはいかがかと思いますが、見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 合理的配慮に関する事業者等への公的助成制度の導入につきましては、遠藤議員に御答弁したとおり、市といたしましては、障害者への理解を深めるための研修や啓発が最優先として考えております。

しかしながら、障害者等への合理的配慮の必要性も十分に認識していることから、今後つくば市の状況も踏まえながら調査研究してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、民間事業者のことについて、こうした制度の導入がされるとか、されないとかにかかわらず、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、民間事業者における一般就労の受け入れ拡大、理解促進、そうしたことを商工会との連携により図っていくことも必要ではないかというふうに思いますが、その点についてのお考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 民間事業者等における一般就労の受け入れ拡大についての御質問にお答えいたします。

法定雇用率の対象とはならない市内の中小企業者や小規模事業者において、積極的に障害者を雇用している事業者は、正確な数字では把握しておりませんが、残念ながらほとんどいないのが現状と思われます。この現状を打開するためにも福祉部門との連携により、事業者の責務に対する周知を図る必要があると考えております。障害者の「できないこと」ではなく、「できること」に目を向け活躍の場を提供することで、貴重な労働力の確保につながることや障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられ、生産性の向上にもつながることを周知することで関心を持つ事業者が少しでもふえるよう努めてまいります。

さらには、ハローワークにおいて実施している障害者雇用に関する相談や出前講座を活用し、障害者を雇用することに対する市内事業者の理解を促し、実際の雇用につながるよう、ハローワークの支援メニューを活用した取り組みについて商工会に働きかけてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 民間事業者、特に牛久のように法定雇用率が課せられるような企業ではない、そうした事業者にあってはなかなかこうしたことに取り組むというところは難しいと思います。ところが点字メニューをそろえる、それから筆談ボードを用意する、それができな

くてもそういうことが必要なんだということを理解していただくというのは、これは市の取り組みでできると思います。そうした点を担当のほうではより一層強化していただきたいというふうに思います。

それでは、最後に選挙における合理的配慮と情報提供についてを伺います。

参政権は選挙権保障のレベルを超え、国民の主権を保障し、民主政治を成り立たせ、有効に機能させるための権利として憲法上一番基本的な権利として位置づけられております。また、参政権は障害のある人にとってはない人以上に重要で、切実な権利でもあります。それは障害のある人の人権保障を実効性あるものにするために重要な権利だからであります。

そこで、選挙における合理的配慮とはどういうものか、例えば投票所のバリアフリー化などの問題もありますが、今回私は視覚障害者への情報提供のあり方についてを伺います。

国政選挙においては、平成15年の公職選挙法の改正により点字による候補者名簿及び名簿届け出政党等名簿の投票所等への備えつけ、投票用紙に点字での投票の種類を示す取り組み、点字版やカセットテープ、コンパクトディスク等の音声版による候補者情報の提供が投票を行うために必要な配慮として行われるようになりました。しかしながら、地方自治体となると、こうした情報保障を行っているのは都道府県、政令区レベルで、点字版、音声版、拡大文字版の選挙公報が選挙のお知らせという形で実施されているにすぎません。国民一人一人に侵すべからざる権利として付与されている参政権を行使するに当たっての細かなバリアフリー化、まだまだというのが現状です。こうした状況を放置しては障害者差別解消法の合理的配慮に欠けていると言えるのではないのでしょうか。これは公職選挙法の問題でもありますが、選挙公報の発行条例規定を牛久市でも設けておりますので、そうした点についての見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市選挙管理委員会における障害を抱えた方に対する取り組みといたしましては、期日前及び当日投票所の全てにおいて、スロープの整備、または職員が行う人的介助により車椅子での直接乗り入れが可能となっております。

また、各選挙ごとに選挙事務に従事する常勤職員及び臨時職員に対し個別に説明会を開き、点字投票、代理投票、筆談及び読み上げなど、障害を抱えた方からの求めに応じて必要な支援をするよう指導をしており、障害を抱えた方がどの投票所においても同じ支援が受けられる体制を整えているところでございます。

須藤議員御指摘の視覚障害者への情報提供のあり方につきましては、期間が短い選挙における音声データの制作期間及び提供時期の問題など、検討すべき課題はございますが、視覚障害者の方に十分な情報をお届けした上で投票していただくことは障害を理由とする差別の解消の観点からも大変重要なことでもありますので、既に当市で発行しております点字版選挙公報の事

例も踏まえ、早期実現に向けて検討してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） これからの調査研究の対象ということでございました。これは私は視覚障害の方の音声ボランティアとして長年経験した中で、今から20年以上前のことでございますけれども、視覚障害の方から直接ボランティアのほうに連絡が入りまして、配布された選挙公報を読み上げてほしいんだと、点字がわからないのでやってほしい。それは個人的なレベルの依頼でございました。そして慌てて何人かのボランティアによってテープ1本におさめて、そしてお渡ししたという経験がございます。そのときに思ったことは、選挙公報が発行されて以降、私たちの手に届くとき以降でないとそのことができないという時間の短さでした。少なくともそのゲラ刷りの段階で手に入っていればもう少し丁寧に読むことができたのかなという経験がございました。その当時、そのことを担当のほうに申し上げたところ、これはどちらを向いての仕事なのかと、やはり候補者に向けての、候補者の権利を重要と考えての答弁が返ってきました。選挙公報は、各立候補者に同じスペースの紙面を提供しているにすぎず、その中にどのように書くかはその候補者に委ねられていると、それを表を入れたり、それから今は表を入れたりとか、少しイラストを入れたりもオーケーになっておりますけれども、当時はだめでした。それでもそうしたそれぞれの工夫によって見やすく、そしてインパクトを与えるようにという工夫がされている。それを音声化したときにそれが正確に伝えられるのかという、そういうことが問題なのだということをその当時私は言われました。それは今でも同様ではないかというふうに思います。そうすると、候補者にとって何センチ掛ける何センチのスペースが平等である。それを音声化したときに音声によっては5分で終わる人と10分近くかかる人、その差をどうするのかという問題が起きてくるわけで、それは時間の平等にはならないわけですね。国政選挙では何分の間に候補者が政見放送してくださいということで時間の平等が図られています。ところが文字媒体をベースにしたものは、そうした背景がなされておきませんので、音声化したときにはその差が生じる。それが問題ではないかというような答弁で、これは今でも改正されていないということは同じような所見をお持ちだというふうに思っております。そうすると、一体何が優先されるのか、立候補者の立場が優先されて、視覚障害の方がそうした情報を得たいという、そうした権利はなおざりにされているということになるのではないかというふうに私は思うわけでございます。これは公職選挙法の問題もあり、そしてまた議員一人一人にかかってくる問題でもあると考えますが、条例を改正すれば規定を改正すればそうしたものにも取り組めるという余地は残っているというふうに私は考えます。それが調査研究の対象というふうになるとは思います。これを担当に聞いてもそれ以上は難しいと思います。議会、私たち一人一人がこういうことにももう向き合う時代が来ているんだということを問題提

起させていただいて、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で7番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後5時03分延会